

2015年3月末
連結自己資本規制比率に関する開示
(経営の健全性の状況)

金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件(平成22年金融庁告示第132号)に基づき行う開示

事業年度 自 2014年4月1日
(第111期) 至 2015年3月31日

野村ホールディングス株式会社

金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第208条の28第1項の規定に基づき、金融庁長官が定める場合及び金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第57条の17第2項および第3項の経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項について以下記します。なお、本書面において使用する用語は、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件(平成22年金融庁告示第130号。以下「連結自己資本規制比率告示」といいます。)において使用する用語の例によります。

目次

第1部	自己資本の構成に関する開示事項	4
第2部	定性的な開示事項	9
1.	連結の範囲	9
2.	リスク管理の概要	10
3.	当グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	15
4.	市場リスク管理の概要	16
5.	証券化エクスポージャー管理の概要	18
6.	信用リスク管理の概要	19
7.	オペレーショナル・リスク管理の概要	21
8.	モデル・リスク管理	23
9.	トレーディング業務以外の出資等又は株式等エクスポージャー	24
10.	トレーディング業務以外取引から生じる金利リスク管理に関する事項	25
11.	標準的手法についての定性開示項目記載の一環として記載する事項	25
12.	連結自己資本規制比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表に関する事項	26
第3部	定量的な開示事項	27
1.	その他金融機関等であって、最終指定親会社の子法人等であるものの自己資本	27
2.	連結自己資本規制比率に関する事項	27
3.	自己資本の充実度に関する事項	28
4.	信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する事項	29
5.	信用リスク削減手法に関する事項	36
6.	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	37
7.	会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項	38
8.	マーケット・リスクに関する事項	39
9.	トレーディング業務以外の出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	40
10.	トレーディング業務以外取引から生じる金利リスクに関して会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減に関する事項	41
11.	グローバルなシステム上重要な銀行の選定指標に関する開示事項	42
第4部	自己資本調達手段に関する契約内容	44
1.	野村ホールディングス株式会社 普通株式	44
2.	野村ホールディングス株式会社 第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び条件付債務免除特約付)	45
3.	野村ホールディングス株式会社 第2回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び条件付債務免除特約付)	48

4. 野村ホールディングス株式会社 第2回無担保社債(劣後特約付)	51
5. 野村ホールディングス株式会社 第3回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	53
6. 野村ホールディングス株式会社 第4回期限前償還条項付無担保変動利付社債(劣後特約付)	55
7. 野村ホールディングス株式会社 第5回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	57
8. 野村証券株式会社 第3回無担保社債(劣後特約付)	59
9. 野村証券株式会社 劣後特約付借入金	61
10. 野村証券株式会社 劣後特約付借入金	62
11. キャピタル・ノムラ・セキュリティーズ・パブリック CO., LTD 非支配持分	63
12. Nomura Asset Management Taiwan Ltd. 非支配持分	64
13. Nomura Asia Investment (Viet Nam) Pte Ltd 非支配持分	65
14. Chi-X Global Holdings LLC 非支配持分	66
15. 株式会社杉村倉庫 非支配持分	67
16. Shanghai Nomura Lujiazui Investment Management Co., Ltd. 非支配持分	68
第5部 連結レバレッジ比率に関する開示事項	69

第1部 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項目	2014年12月末		2015年3月末		国際様式の 該当番号
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)					
普通株式に係る株主資本の額	2,548,078		2,553,498		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	1,276,418		1,277,900		1a
うち、利益剰余金の額	1,391,625		1,427,402		2
うち、自己株式の額(△)	119,965		151,805		1c
うち、社外流出予定額(△)	-		-		26
うち、上記以外に該当するものの額	-		-		
普通株式に係る新株予約権の額	-		-		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	25,756	103,025	47,187	70,780	3
普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-		5
経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	5,700		4,524		
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,579,534	103,025	2,605,209	70,780	6
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)					
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	45,489	181,955	90,516	135,774	8+9
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	17,299	69,195	34,476	51,714	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	28,190	112,760	56,040	84,060	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	1,646	6,583	1,442	2,163	10
繰延ヘッジ損益の額	-	-	-	-	11
適格引当金不足額	7,805	31,219	16,217	24,326	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	4,191	16,766	5,377	8,066	14
前払年金費用の額	5,546	22,185	13,310	19,965	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く)の額	204	816	2,879	4,319	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	10,428	41,714	-	-	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-	19+20+21

(単位:百万円、%)

項目	2014年12月末		2015年3月末		国際様式の 該当番号
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-	25
その他 Tier1 資本不足額	19,372		16,267		27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	94,682	301,238	146,008	194,612	28
普通株式等 Tier1 資本					
普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	2,484,853		2,459,201		29
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)					
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額	-		-		31a
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-		31b
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-		-		32
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-		-		
その他 Tier1 資本調達手段に係る調整後非支配株主持分等の額	1,838		1,942		34-35
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-		33+35
うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特定目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		-		33
うち、最終指定親会社の連結子法人等(最終指定親会社の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-		-		35
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	103,025		70,780		

(単位:百万円、%)

項目	2014年12月末		2015年3月末		国際様式の 該当番号
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
うち、その他の包括利益累計額及びその 他公表準備金の額	103,025		70,780		
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二)	104,863		72,723		36
その他 Tier1 資本に係る調整項目					
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-	38
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手 段の額	832	3,328	-	-	39
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手 段の額	1,000	4,001	2,001	3,001	40
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目 の額に算入されるものの額の合計額	122,403		86,989		
うち、無形固定資産(のれんに係るものに限 る)の額	69,195		51,714		
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲー ジ・サービシング・ライツに係るものを除く) の額	20,833		15,046		
うち、期待損失額の対適格引当金超過額 を2で除した額	15,609		12,163		
うち、負債の時価評価により生じた時価評 価差額であって自己資本に算入される額	16,766		8,066		
Tier2 資本不足額	-		-		42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	124,235	7,330	88,989	3,001	43
その他 Tier1 資本					
その他 Tier1 資本の額((二) - (ホ)) (へ)	-		-		44
Tier1 資本					
Tier1 資本の額((ハ) + (へ)) (ト)	2,484,853		2,459,201		45
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)					
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額	-		-		46
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-		
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	169,221		168,895		
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手 段の額	-		-		48-49
Tier2 資本調達手段に係る調整後非支配株主持 分等の額	433		457		
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資 本に係る基礎項目の額に含まれる額	230,229		207,103		47+49
うち、最終指定親会社及び最終指定親会 社の特定目的会社等の発行する資本調達 手段の額	121,760		106,540		47

(単位:百万円、%)

項目	2014年12月末		2015年3月末		国際様式の 該当番号
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
うち、最終指定親会社の連結子法人等(最終指定親会社の特別目的会社を除く。)の発行する資本調達手段の額	108,469		100,563		49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計	-		-		50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	-		-		50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額	-		-		50b
経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-		
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	399,883		376,455		51
Tier2 資本に係る調整項目					
自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-	52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-	53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	11,875	47,498	-	-	54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	73	292	130	194	55
経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	21,220		15,164		
うち、他の金融機関等の資本調達手段の額	5,610		3,001		
うち、期待損失額の対適格引当金超過額を2で除した額	15,609		12,163		
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	33,167		15,293		57
Tier2 資本					
Tier2 資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	366,715		361,162		58
総自己資本					
総自己資本合計((ト)+(ヌ)) (ル)	2,851,568		2,820,363		59
リスク・アセット (5)					
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	121,512		95,460		
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く)の額	91,928		69,014		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額	6,583		2,163		
うち、前払年金費用の額	22,185		19,965		
うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く)の額	816		4,319		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	19,793,160		18,929,189		60
連結自己資本規制比率					
連結普通株式等 Tier1 比率((ハ)/(ヲ))	12.5%		12.9%		61

(単位:百万円、%)

項目	2014年12月末		2015年3月末		国際様式の 該当番号
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
連結 Tier1 比率((ト)/(ヲ))	12.5%		12.9%		62
連結総自己資本規制比率((ル)/(ヲ))	14.4%		14.8%		63
調整項目に係る参考事項(6)					
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	235,245		204,916		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	102,820		105,878		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-		74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	22,613		12,782		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項(7)					
一般貸倒引当金の額	-		-		76
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	-		-		77
内部格付手法採用最終指定親会社において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-		78
適格引当金に係るTier2資本算入上限額	-		-		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項(8)					
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-		-		82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-		83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	249,055		217,923		84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	30,340		45,660		85

第2部 定性的な開示事項

1. 連結の範囲

- (1) 連結自己資本規制比率告示第2条に規定する連結自己資本規制比率を算出する対象となる会社の集団(以下、「当グループ」といいます。)に属する会社と連結財務諸表提出会社として作成された連結財務諸表における連結の範囲(以下、「会計連結範囲」といいます。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

連結保険子法人等について、連結自己資本規制比率告示第3条第3項に基づき、連結自己資本規制比率算出においては非連結子会社としての取り扱いをしております。

また、連結変動持分事業体(以下、「VIE」といいます。)については、経済実態に即し、連結自己資本規制比率算出においては非連結子会社としての取り扱いを行っております。具体的には、当グループ内エンティティとの間のカウンター・パーティ・リスクは内部消去を行わずにこれを信用リスク・アセットの額として算出し、同じく当グループ内エンティティによる当該 VIE の運用する資産に対する投資については、信用リスク・アセットの額又はマーケット・リスク相当額を算出しております。

- (2) 会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

2015年3月末において、野村証券株式会社(日本・証券業)、ノムラ・インターナショナル PLC(英国・証券業)、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.(米国・証券業)、ノムラ・インターナショナル(ホンコン)LIMITED(香港・証券業)、野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社(日本・証券業)など207社。

- (3) 連結自己資本規制比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連会社等の数並びに当該金融業務を営む関連会社等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

- (4) 会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

当グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものについては、該当ありません。

当グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものについては、2015年3月末において、朝日火災海上保険株式会社(日本、保険業、総資産4,266億円、純資産599億円)、ノムラ・リインシュアランスICC Limited(ガーンジー、保険業、総資産0.6億円、純資産0.5億円)、ノムラ・リインシュアランス1IC Limited(ガーンジー、保険業、総資産12億円、純資産12億円)、ノムラ・リインシュアランス3IC Limited(ガーンジー、保険業、総資産167億円、純資産4億円)、US CBリインシュアランス1IC Limited(ガーンジー、保険業、総資産12億円、純資産10億円)、US CBリインシュアランス2IC Limited(ガーンジー、保険業、総資産8億円、純資産7億円)、その他VIE789社が該当します。

- (5) 当グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

当グループの持株会社並びに子会社等に適用される法令の要件を適切に満たす自己資本の額が確保されること、また、各会社の業務の運営を損なうことなくかつ支払い能力・流動性・収益性に悪影響が及ばないこと等を十分考慮した上で適切に運営されております。

2. リスク管理の概要

当グループの事業活動は、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、その他外生的事象に起因するリスクなどの様々なリスクに晒されています。当グループでは、財務の健全性を確保し、企業価値を維持・向上するために、これらのリスクを総合的にコントロールし、モニタリングし、報告するためのリスク管理体制を構築しています。

(1) リスク管理の基本理念

当グループでは、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、モデル・リスクなど業務運営によって生じる不測の損失により当グループの資本が毀損する可能性、自社の信用力の低下又は市場環境の悪化により円滑な資金調達ができなくなるという資金流動性リスク及び収益環境の悪化又は業務運営の効率性もしくは有効性の低下により収益がコストをカバーできなくなるというビジネス・リスクをリスクとして定義しています。

その上で、当グループでは、全社員が自らリスク管理を行う主体であると認識し、リスクに適切に対処することを基本理念としています。

当グループでは、組織内の全階層において積極的なリスク管理がなされるよう推進し、かつ、リスクをリスク・アピタイトの範囲内に抑制するよう浸透に努めています。

当グループのリスク管理の枠組みはリスク・アピタイト、リスク管理のガバナンス及び監督、財務的経営資源の管理、全てのリスク・カテゴリーの管理、及びリスクの計測及び管理プロセスで構成されています。これら主要な項目については次に詳述いたします。

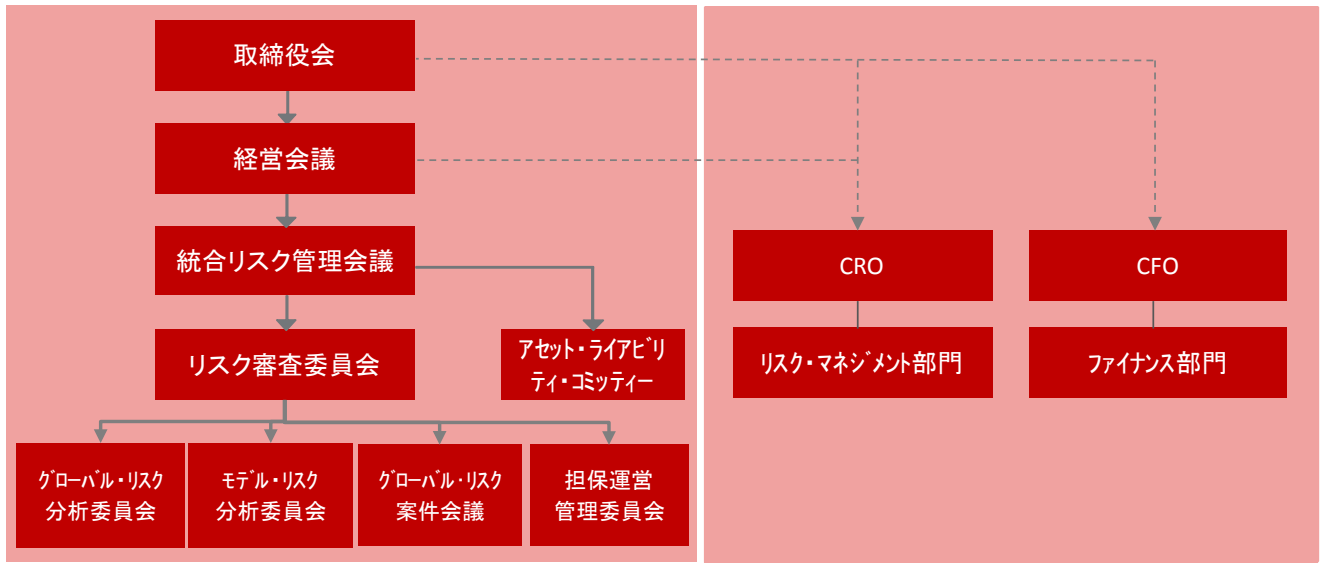
(2) リスク・アピタイト

当グループは、規制上の資本、流動性、業務環境によって決定される制約条件を勘案の上、最大限取りうるリスク水準の範囲内で、戦略的な目標と事業計画の達成のために許容するリスクの種類及びリスク量を、リスク・アピタイト・ステートメントとして定めています。リスク・アピタイト・ステートメントは、チーフ・リスク・オフィサー（CRO）および財務統括責任者（CFO）により提案され、経営会議が承認することにより決定されます。リスク・アピタイト・ステートメントには、自己資本充実度とバランスシート、流動性リスク、市場及び信用リスク、オペレーショナル・リスク、モデル・リスクが含まれ、原則として定量的項目と定性的ステートメントによって構成され、当グループの事業遂行に伴うリスクが表されています。またリスク・アピタイトの各項目の主管部署は、定期的にモニタリングを行い、違反が発生することがないよう、適切に管理を行う必要があります。

当グループのリスク・アピタイト・ステートメントについては、経営会議において年一回見直しがなされています。見直しは必要に応じて臨時で実施し、当グループの戦略に重大な変更があった場合には必ず見直しを行うことになっております。リスク・アピタイトは、当グループのリスク管理体制の基礎をなすものです。

(3) リスク管理の組織体制

当グループでは、効果的な事業運営とリスク管理のための会議体が設置されています。リスク管理体制は以下のとおりです。



—> : 決定権限の委任
 - - -> : 任命

取締役会

取締役会は、当グループの業務執行方針、その他法令に定められた事項について決定し、取締役及び執行役員の職務執行状況を監督します。また取締役会は、経営会議規則の採用、変更または廃止について決定する権限を有しております。

経営会議

経営資源の有効活用と業務執行の意思統一を図ることにより、当グループにおける経営戦略及び経営資源の配分並びに経営に係る重要事項を審議し、株主価値の増大に努めます。またリスク管理に関する審議事項の決定権限を統合リスク管理会議に委譲します。

統合リスク管理会議

業務の健全かつ円滑な運営に資することを目的として、経営会議の委任を受け、当グループの統合リスク管理に係る重要事項の審議もしくは決定をします。統合リスク管理会議は、当グループのリスク・アピタイトに整合した統合リスク管理の枠組みの整備を行います。

また、リスク管理の枠組みを整備することを通じて当グループのリスク管理を監督します。リスク管理に関する重要な事項その他議長が必要と認める事項について、取締役会及び経営会議に報告します。

加えて、統合リスク管理会議は、経営会議の委譲を受け、リスク管理規程を策定し、リスク管理の基本方針を含む当グループのリスク管理の枠組みについて定めております。

リスク審査委員会

統合リスク管理会議の委任を受けたリスク審査委員会は、統合リスク管理会議が定める当グループの戦略的なリスク配分、リスク・アピタイトに基づいて、当グループの市場リスク、信用リスク、レピュテーション・リスクに係る重要事案を審議・決定し、業務の健全かつ円滑な運営に努めております。審議内容や議長が必要と認める事項について、統合リスク管理会議に報告します。

アセット・ライアビリティ・コミッティー

アセット・ライアビリティ・コミッティーは、統合リスク管理会議の委任を受け、経営会議が定める当グループのリスク・アピタイトに基づきバランス・シート管理体制、財務的経営資源の配賦、流動性管理などを審議します。審議内容や議長が必要と認める事項について、統合リスク管理会議に報告します。

グローバル・リスク分析委員会及びモデル・リスク分析委員会

グローバル・リスク分析委員会及びモデル・リスク分析委員会は、リスク審査委員会の委任を受け、当グループにおけるリスク・モデル及び評価モデルの開発、管理及び方針に関する重要事項の審議・決定をします。両委員会は、新規モデルや既存モデルの大幅な変更の承認など、リスク・モデルの管理における統制及び監督について責任を有します。重要事項の審議や決定について、定期的にリスク審査委員会に報告します。

グローバル・リスク案件会議

グローバル・リスク案件会議は、リスク審査委員会の委任を受け、当グループにおける健全かつ円滑な業務運営を目的として、リスク・アピタイトの範囲内で個別取引の審議・承認を行います。

担保運営管理委員会

担保運営管理委員会は、リスク審査委員会の委任を受け、担保集中、流動性、担保再利用、リミット及びストレス・テストを通じた担保リスク管理について審議または決定を行います。また当グループの担保戦略の方向性を示し、担保の規制要件を確実に遵守します。

チーフ・リスク・オフィサー

チーフ・リスク・オフィサー(以下、「CRO」といいます。)は、当グループのリスク・マネジメント部門を統括し、収益責任を負う部門等から独立した立場で、リスク管理の枠組みの実効性を維持する責任を負います。また、リスク管理の状況について、定期的に統合リスク管理会議へ報告するほか、リスク管理上必要な対応策の実施について統合リスク管理会議への付議又は報告を行います。

財務統括責任者

財務統括責任者(以下、「CFO」といいます。)は、当グループの財務戦略を統括します。また、経営会議の委任を受け、財務的経営資源の配賦及び管理に関する業務、資金流動性管理に関する業務の執行権限と責任を有します。また、経営会議により制定されたリスク・アピタイトに基づき、必要に応じてCROと協議の上、財務的経営資源の管理を行います。

(4) リスク・マネジメント部門

リスク・マネジメント部門は、収益責任を負う部門等から独立して設置された、リスク管理を担当する部署又は組織で構成されています。リスク・マネジメント部門は、リスク管理に係るプロセスの構築と運用、方針及び規程類の整備と周知、手法の有効性の検証に責任を負うほか、グループ各社からの報告の受領や、担当役員及び統合リスク管理会議等への報告や、行政当局への報告及びリスク管理手法等の承認申請も必要に応じて行います。

(5) リスク・ポリシー管理の枠組み

ガバナンス上必要不可欠なツールであるリスク・マネジメント部門の規程や実施手続きには当グループのリスク管理を円滑に行うための基本方針、規則、基準や特定のプロセスが定義されています。リスク・マネジメント部門は、リスク管理に関する規程及び実施手続きを策定するための共通の枠組みとして基本原則、プロセス及び手続きを明確に規定したリスク・ポリシー管理の枠組みを定めております。リスク管理に関する規程及び実施手続きはすべて当該枠組みに準拠し、適用除外事項については所定の手続に従うものとします。

(6) モニタリング、報告及びデータ管理

リスクに関する経営情報(以下、「マネジメント・インフォメーション」といいます。)の算出と集計、報告及びモニタリングは、適切なリスク管理体制に不可欠です。マネジメント・インフォメーションの目的は、適切な上申と意思決定及び対応策の策定に資する情報を提供することです。リスク・マネジメント部門及びファイナンス部門は、リスク・アピタイトに対応するポジションの状況に関するマネジメント・インフォメーションを定期

的に取りまとめる責任を有します。マネジメント・インフォメーションは、リスク・カテゴリー全般にわたる情報を含み、また各リスクの特定及び評価のための様々なリスク管理手法を使用して作成されます。リスク・マネジメント部門は、マネジメント・インフォメーションに関するデータを適切に管理する責任を有します。

(7) 財務的経営資源の管理

当グループは、財務的経営資源を適切に使用するため、財務的経営資源の管理体制を構築しております。経営会議は、期初に、各部門に財務的経営資源の配賦を行います。各営業部門では、財務的経営資源の配賦により収益予算の策定を行います。財務的経営資源の主要な構成要素は以下のとおりです。

リスク・ウェイトド・アセット

リスク・ウェイトド・アセットは連結自己資本規制比率の計測に用いられるリスク相当額から算定された金額です。経営会議は、NHI連結ベースでの健全性基準に基づき、各部門及び下位レベルの組織階層に対し、リスク・ウェイトド・アセットの配賦を行い、ファイナンス部門は、リスク・ウェイトド・アセットの使用額をモニタリングし、経営会議へ報告する責任を有します。

経済資本

当グループの経済資本であるNomura Capital Allocation Target (以下、「NCAT」といいます。)は、当グループがビジネスを行うにあたり必要となる資本に関する内部指標であり、当グループにとって深刻な不利益を被るシナリオにより1年間に発生しうる予期せぬ損失を吸収するために必要な資本として計測されます。この深刻な不利益を被るシナリオとは、信頼水準99.95%で1年間に発生しうる損失として定量化されるものと定義されます。NCATは、ポートフォリオNCAT及びノン・ポートフォリオNCATにより構成されます。ポートフォリオNCATは、市場リスク、信用リスク、イベント・リスク、集中・流動性リスク、プリンシパル・ファイナンス/プライベート・エクイティに関するリスク及び投資有価証券に関するリスク等、当グループの資産価値に直接影響を及ぼすリスクを構成要素とし、ノン・ポートフォリオNCATは、ビジネス・リスク及びオペレーショナル・リスク等、特定の資産価値に直接的には影響を及ぼさないリスクを構成要素とします。NCATリミットは経営会議の承認により設定され、各部門やそれ以下の階層に配賦されます。

社内資金

財務統括責任者は、部門等に無担保で提供される資金の上限を決定し、経営会議は部門への配賦額を決定します。グローバル・トレジャリーは部門毎の資金使用量をモニタリングし、経営会議に報告します。

レバレッジ・エクスポージャー

レバレッジ・エクスポージャーは連結レバレッジ比率の計測に用いられるエクスポージャーの額から算定された金額です。経営会議は、NHI連結ベースでの健全性基準に基づき、各部門及び下位レベルの組織階層に対し、レバレッジ・エクスポージャーの配賦を行い、ファイナンス部門は、レバレッジ・エクスポージャーの使用額をモニタリングし、経営会議へ報告する責任を有します。

(8) リスクの種類と定義

当グループでは、リスクを以下の通り分類、定義した上で、各リスクを管理する部署又は組織を設置しています。

リスク・カテゴリー	リスクの概要
市場リスク	市場のリスク・ファクター（金利、為替、有価証券の価格等）の変動により、保有する金融資産及び負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。
信用リスク	債務者又はカウンターパーティが、債務不履行、破産、又は法的手続等の結果として、予め合意した条件通りに契約上の義務を履行できないことにより、損失を被るリスクをいいます。信用リスクはオンバランス・オフバランスのエクスポージャー双方を含みます。また当該リスクは、カウンターパーティの信用力低下を反映したクレジット・バリュエーション・アジャストメント（以下、「CVA」といいます。）により損失を被るリスクを含みます。
オペレーショナル・リスク	内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクをいいます。当該リスクには、戦略リスク（経営陣の不適切な意思決定により損失を被るリスク）は含まれませんが、法令や規制等の違反に係るリスク、オペレーショナル・リスクの顕在化に起因する当グループ各社のレピュテーションの悪化に係るリスクを含みます。
モデル・リスク	モデルの誤謬、又はモデルの不正確もしくは不適切な適用により、損失を被るリスクをいいます。モデル・リスクには、経済的損失、ビジネスや戦略における不適切な意思決定、開示上の修正、規制上のペナルティや会社の信用低下をもたらす虞があります。
資金流動性リスク	自社の信用力の低下又は市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、又は通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。
ビジネス・リスク	収益環境の悪化又は業務運営の効率性もしくは有効性の低下により、収益がコストをカバーできなくなるリスクをいいます。当グループの経営陣はビジネス・リスクを管理する責任を有します。

3. 当グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当グループは、リスク・アピタイトに基づくリスク管理体制の下で、連結自己資本規制比率に基づく規制資本の観点から自己資本充実度の評価を実施しております。また、ストレス・テストによりストレス環境下における自己資本充実度の評価も実施しております。

規制資本に基づく自己資本充実度評価は、連結自己資本規制比率告示において規定されるリスク・アセットの合計額（信用リスク・アセットの額の合計額、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額、オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額の和をいいます。）と自己資本の額から算定される連結自己資本規制比率、Tier1資本とリスク・アセットの合計額の比率、Tier 1 資本と米国会計基準に定められたレベル3資産の比率および連結レバレッジ比率等により行っております。

ストレス・テストは、当グループのポートフォリオを包括的にカバーする前提（シナリオ）の元で定期的実施してい

ます。具体的には、2008年後半のグローバルな信用危機を参考とし、それが顕在化した場合に被りうるストレス損失がもたらす資本への影響度を計測しております。計測の際には各ポートフォリオの特性(プロダクトや保有目的など)を踏まえ、ヘッジ効果の考慮の有無や、実際に損益が顕在化するまでの期間がどの程度か、などを考慮し、計測結果の蓋然性を高めるようにしております。また保有ポジションに対してのみでなく、オペレーショナル・リスクや、イベント発生後の手数料収入の減少を想定し、当グループに与える総合的なインパクトを加味した上で、自己資本充実度の確認を行っております。

4. 市場リスク管理の概要

市場リスクは、市場のリスク・ファクター(金利、為替、有価証券等の価格)の変動により、保有する金融資産及び負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し、損失を被るリスクです。

(1) 市場リスク管理プロセス

市場リスクを適切に管理するためには、複雑かつ不断に変動する市場環境をグローバルに分析し、損失に繋がる可能性のある傾向を把握したうえで、適時に適切な対応を取る能力が必要となります。当グループでは継続して市場リスクを統計的に計測・モニタリングする主要な手段として、バリュー・アット・リスク(以下、「VaR」といいます。)、ストレス VaR(以下、「SVaR」といいます。))及び追加的リスク(以下、「IRC」といいます。))を利用してしております。また感応度分析やストレス・テストも市場リスクを評価・分析する手段として利用しています。感応度は、市場リスク・ファクターの単位当たりの変動によるポートフォリオ価値変化を示す尺度として利用されます。感応度は、資産種別によって異なり、通常、異なるリスク・ファクターに関する感応度を合算することはできません。ストレス・テストにおいては、ポートフォリオ・リスクやテイル・リスクをその非線形な性質を含めて分析し、当グループから各部門、個々のトレーディング・デスクに到るあらゆる階層で、市場リスク・ファクターを横断した合算が可能となります。市場リスクは、ビジネス部門やシニア・マネジメントに報告される日次レポートその他の経営情報により、社内手続きに基づいて承認されたリミット内であるかどうかモニタリングされます。

(2) VaR

VaR は、株価、金利、クレジット・スプレッド、為替レート、コモディティ価格とこれらのボラティリティや相関を含む市場要因の不利な動きにより発生しうる損失額を計測するものです。

VaRメソッドロジーの前提

当グループは、グループ全体のトレーディングに関するVaRの計測にあたり、グローバルに実装された単一のVaRモデルを利用しています。当グループは、ヒストリカル・シミュレーション法を採用しており、過去2年間のヒストリカルな市場の動きを、当グループの現在のエクスポージャーに適用することにより収益分布を構成します。この分布を利用して、将来発生しうる損失を必要な信頼水準(確率)において推定することが出来ます。VaRモデルが市場変動性の変化を反映するようシナリオの重みを付ける手法を採用しております。

また当グループは、同一のVaRモデルを、社内におけるリスク管理と規制上の報告の双方に使用しています。保有期間1日のVaRは、リスク管理やリスク・リミットに対するモニタリングに利用され、保有期間10日のVaRは規制資本の計算に利用されます。保有期間10日のVaRは、実際の10日間における市場変動のヒストリカル・データを利用して計算されます。

当グループは、バーゼル2.5規制のもとでVaRを補完するためにSVaRの計算を行っています。SVaRはストレス下にある金融市場のある1年間のデータを利用して計測されます。このSVaRの対象期間は、定期的調整されますが、SVaRに利用されるヒストリカル・データは、VaRの場合のように重みを付けていません。

当グループのVaRモデルは、可能な限り、個々のヒストリカル・データを利用します。しかし、高品質な個別データが存在しない場合、代理変数ロジックに従って当該エクスポージャーに適切なヒストリカル・データを割り当てます。代理変数の水準は、内部のリスク管理プロセスを通じて慎重にモニタリングされると共に、VaR計算に利用されるヒストリカル・データの拡大にも継続的に取り組んでおります。

VaRバック・テスト

当グループのVaRモデルのパフォーマンスが、目的に合致しているかは、継続的にモニタリングされております。VaR検証の主な方法は、日次バックテスト損失の絶対額とそれに対応するVaR値の比較（バックテスト）です。当グループは、VaRモデルのバックテストを、異なるレベルでも行っており、バックテストの結果はリスク・マネジメント部門が月次でレビューしております。

2015年3月期において、グループ・レベルで信頼水準99%のVaRの超過が1回ありました。

VaRの限界と利点

VaRの主な利点は、様々な資産区分のリスクの合算が可能であることです。しかしながら、リスク計測方法としてのVaRには、リスク計測に利用する際に留意すべき点としてよく知られている限界があります。主な限界のひとつは、過去データに基づいたリスク計測であることです。つまり、目先の市場変動を推測する場合、直近の変動要因に基づく分布及び相関から推測することが適していることを暗黙のうちに仮定しております。

また、VaRは流動性のある市場におけるリスクの把握に適しておりますが、急に不連続に変動する市場要因の把握には適しておりません。それゆえに、VaRは厳しい事象の影響について、全てを表しているとは言えません。

当グループはVaRモデルが有する限界を認識しており、VaRを多様なリスク管理プロセスのひとつの要素としてのみ利用しております。

(3) 追加的リスク

追加的リスク（インクリメンタル・リスク・チャージ、以下「IRC」といいます。）として知られる手法は、VaR や SVaR に対する追加的リスク要素として、クレジット感応度の高いポジションに関するデフォルトや格付遷移のリスクを捕捉するものです。IRC は、信頼区間 99.9%、保有期間 1 年の場合における非証券化商品のデフォルトやクレジット低下を推定するものです。

(4) 包括的リスク

包括的リスク（コンプリヘンシブ・リスク・メジャー、以下「CRM」といいます。）として知られる手法は、VaRやSVaRに対する追加的リスク要素として、コリレーション・ポートフォリオのデフォルトやプライシングのリスクを捕捉するもので、信頼区間99.9%、保有期間1年の場合における包括的リスクを推定するものです。

(5) ストレス・テスト

当グループは、VaR や感応度分析が全てのポートフォリオ・リスクやテイル・リスクを捕捉出来ないという限界を有することから、市場リスクのストレス・テストを行っております。このストレス・テストは、日次や週次で行われ、ストレス・シナリオはトレーディング・ストラテジーの特性に応じて柔軟に設定されます。当グループでは、デスク・レベルのみならず、市場変動が当グループ全体に与える影響を把握するためにグロー

バルに統一されたシナリオによるグループ・レベルでのストレス・テストも行っています。

5. 証券化エクスポージャー管理の概要

(1) リスク管理の概要

4. 市場リスク管理の概要で述べたリスク管理の枠組みを有しており、市場リスクを適切に管理するための、複雑で絶えず変化する世界の市場環境を分析し、損失に繋がる可能性のある傾向を把握し、適時に適切な対応を取る能力は証券化エクスポージャーにおいても有効と考えております。当グループでは、VaR、ストレス・テスト、感応度分析等、多くの手段を用いて市場リスクを評価し管理しています。

(2) 体制の整備及びその運用状況最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制

最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制を整備しております。また、最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制を整備しております。それらは、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握することや、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となっている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握することを可能としております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

証券化商品を信用リスク削減手法として用いておりません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

該当ありません。

(5) 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

外部格付準拠方式

(6) 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引は行っておりません。

(7) 証券化取引に関する会計方針

日々時価評価を行っております。

(8) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ、およびフィッチレーティングスリミテッドの5社の格付を使用しています。

(9) 内部評価方式を用いている場合には、当該内部モデルの概要

内部評価方式は用いておりません。

(10) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

定量的な情報に重要な変更もございません。

6. 信用リスク管理の概要

信用リスクとは、債務者又はカウンターパーティが、債務不履行、破産、又は法的手続等の結果として、予め合意した条件通りに契約上の義務を履行できないことにより、損失を被るリスクをいい、オフ・バランス資産に係る損失を含みます。当該リスクはまた、カウンターパーティの信用力低下を反映したCVAにより損失を被るリスクを含みます。なお、当グループでは、グローバル及びリーガル・エンティティ単位で信用リスクを管理しています。

(1) 信用リスク管理体制

当グループにおける信用リスクの計測、モニタリング及び管理に関する事項は、グローバル・ポリシー、プロシージャで規定しています。クレジット・リスク・マネジメント部門は、リスク・マネジメント部門内のグローバルな組織として、これらのポリシーやプロシージャの実装及び維持、管理に責任を負います。信用リスク管理の基本方針を定めたこれらのポリシーは、統合リスク管理会議、グローバル・リスク・ストラテジック・コミッティ(以下、「GRSC」といいます。)の承認を受けて制定され、それに基づき所定の承認権限を付与されたクレジット・オフィサーの承認により、カウンターパーティに対するクレジット・リミットを設定しています。

信用リスク・エクスポージャーは、クレジット・リスク・マネジメント部門並びに、グローバル及び地域の各種リスク・コミッティにより管理されており、重大な信用リスクの把握やクレジット・リミットの遵守の徹底のほか、多額の与信の提供に関する承認やシニア・マネジメントがリスクの集中に関する承認を行う態勢を確保しています。

(2) 信用リスク管理プロセス

クレジット・リスク・マネジメント部門は、リスク・マネジメント部門内の信用リスクを管理するための組織であり、CROに報告します。当グループにおける信用リスク管理プロセスには、以下を含みます。

- ・ カウンターパーティの債務不履行の可能性の評価
- ・ 全てのアクティブなカウンターパーティに対する内部格付の付与
- ・ 与信の供与及びクレジット・リミットの設定に関する承認
- ・ 時価及び将来のポテンシャル・エクスポージャーの計測、モニタリング及び管理
- ・ 契約書における信用リスクに関する条件の設定(担保条件を含む)
- ・ 一括清算、担保徴求及びヘッジを含む適切な信用リスク削減手法の活用

信用リスク管理の対象には、カウンターパーティとの取引に加えて、債券や株式、さらにローン、プライベート・エクイティ投資、ファンド投資、投資有価証券のほか、信用リスク管理が必要と考えられる取引や商品を含みます。

カウンターパーティの信用力の評価は、対象先の事業環境、競争力、経営陣や財務面での強みや柔軟性に関する詳細なデュー・ディリジェンスや分析に基づき行います。また、クレジット・アナリストは、当グループの組織体制や、直接又は間接の信用補完も考慮します。なお、クレジット・リスク・マネジメント部門は、カウンターパーティのみでなく、カウンターパーティ・グループ単位でも信用リスクを評価します。

クレジット・リスク・マネジメント部門は、信用分析の結果に基づき、カウンターパーティ又は債務者のデフォルト確率を評価し、格付機関と同様のアルファベット記号や所定の番号を付与します。クレジット・アナリストは、内部格付を付与するとともに、年1回以上、見直しを行う責任を負います。当グループの内部格付制度では、様々な格付モデルを使用して、グローバルに一貫性と正確性を確保しています。これらのモデルは、リスク・メソドロジー・グループにより開発され、見直しが行われています。内部格付は、当グループにおけるカウンターパーティの信用リスク管理における重要な構成要素として、以下のように活用されています。

- ・ 個々のカウンターパーティ又はカウンターパーティ・グループに対して当グループが許容するカウンターパーティ・クレジット・リスクの上限額の設定(クレジット・リミットの設定)
- ・ クレジット・リミット設定の承認権限の委譲に係る基準額の決定(テナーを含む)
- ・ クレジット・レビュー(クレジット・リミットの見直し)の頻度の決定
- ・ カウンターパーティ・クレジット・リスクに関する当グループのシニア・マネジメント向けの報告
- ・ カウンターパーティ・クレジット・リスクに関する当グループ以外の関係者向けの報告

信用リスク管理部署(以下、「CRCU」といいます。)は、クレジット・リスク・マネジメント部門から独立した立場で、当グループの内部格付制度に関する検証が適切に実施され、問題の速やかな解決のために、シニア・マネジメントに報告する態勢を確保しています。CRCUは、内部格付制度が正確、かつリスクを予知できるものであることを確認し、シニア・マネジメントに対して報告を行います。

当グループは、クレジット・リスクを評価するための統一的、網羅的、かつ客観的な枠組みとして、内部格付制度を設置しています。内部格付は、債務者格付、案件格付、特定貸付債権格付に区分され、それぞれの格付は、デフォルト確率、資本構成に基づく回収率の水準、又は特定貸付債権の条件に基づく債務履行の可能性を適切に示す指標として使用されています。

当グループでは、自己資本規制比率算出における信用リスク・アセット額の算出手法として、2011年3月末より基礎的內部格付手法を採用しています。但し、信用リスク・アセット額の算出において重要度が低いと認められた一部の事業単位又は資産区分については、標準的手法を適用しています。

(3) クレジット・リミット / リスク計測

内部格付は、カウンターパーティに対してクレジット・リミットを設定するために必要不可欠なものです。また、当グループのクレジット・リミットの枠組みは、リスク・アピタイトに沿って、適切に信用リスクを取ることができるように設計されています。グローバルのクレジット・ポリシーでは、内部格付に基づき、個々のカウンターパーティ・グループに対して設定できるクレジット・リミット及びテナーの上限を定めた承認権限の表を定めています。

当グループでは、カウンターパーティ・エクスポージャーは、主にデリバティブ取引、証券貸借取引(以下、総称して「デリバティブ等取引」といいます。)により発生しています。カウンターパーティに対して発生するクレジット・エクスポージャーは、個々のカウンターパーティの信用力の分析に基づき設定するクレジット・リミットにより管理しています。信用リスクは、設定したクレジット・リミットによるクレジット・エクスポージャーのモニタリングや、カウンターパーティの信用力に関する継続的なモニタリングを通して、日次で管理しています。特定のカウンターパーティ、セクター、産業又は国に対する当グループのリスク・アピタイトを変更させるような状況下では、その内容、程度に応じて、内部格付やクレジット・リミットの変更を行います。

当グループのグローバル・クレジット・マネジメント・システムには、カウンターパーティに対する全てのクレジット・リミット及びクレジット・エクスポージャーが記録されています。これにより、クレジット・リスク・マネジメント部門は、クレジット・リミットの使用状況を把握、監視、管理し、リミット超過が発生した場合、適切に報告を行う態勢を確保しています。

当グループでは、デリバティブ等取引については、主に所定の信頼水準でのポテンシャル・エクスポージャーを計測するモンテ・カルロ・シミュレーション・モデルで信用リスクを計算しています。

信用リスク管理に使用されるエクスポージャー計測モデルは、2012年12月末より、期待エクスポージャー方式による自己資本規制比率算出に係る与信相当額の算出にも使用されています。

なお、ローン及びローン・コミットメントは、使用分及び未使用分の双方について、計測及びモニタリングを行っています。

(4) ロング・ウェイ・リスク

ロング・ウェイ・リスクは、カウンターパーティに対するエクスポージャーが、当該カウンターパーティの信用力の悪化と高い相関関係にある場合に発生するリスクをいいます。当グループは、ロング・ウェイ・リスクを管理するためのグローバルなポリシーを設置しています。また、ポートフォリオのロング・ウェイ・リスクの評価ではストレス・テストも活用し、クレジット・エクスポージャーや規制自己資本について必要に応じて調整を行っています。

(5) ストレス・テスト

ストレス・テストは、当グループの信用リスク管理において必要不可欠であり、定期的を実施するストレス・テストにより、カウンターパーティ、セクター、及び地域ごとの信用リスクの評価を行っています。なお、ストレス・テストには、リスク・ファクター、デフォルト確率又は格付遷移に一定のストレスを与えることでリスクの集中度合いを確認するテストも含まれます。

(6) リスク削減手法

当グループでは、信用リスク管理において、金融商品、契約書、さらに一般的な取引慣行を活用しています。当グループは、多くのカウンターパーティとの間で、国際スワップデリバティブ協会(以下、「ISDA」といいます。)の基本契約書、又はそれに準ずる契約書(以下、総称として「マスター・ネットリング契約」といいます。)を締結しています。マスター・ネットリング契約を締結することで、債権、債務を相殺し、カウンターパーティのデフォルトにより発生する潜在的な損失額を減少させています。また、信用リスクを更に削減するため、担保契約も活用し、取引開始時、又はエクスポージャーの水準、格付の変更、もしくはその他の事由が発生した際に、カウンターパーティから担保を受領できるようにしています。

7. オペレーショナル・リスク管理の概要

当グループはオペレーショナル・リスクを、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、又は外生的事象が生起することから損失を被るリスクと定義しています。この定義には、戦略リスク(経営陣の不適切な意思決定により損失を被るリスク)は含まれませんが、法令や規制等の違反に係るリスク、オペレーショナル・リスクの顕在化に起因する当グループ各社のレピュテーションの悪化に係るリスクを含みます。

(1) 三段階管理

当グループは、業界標準である、以下の三段階管理で、オペレーショナル・リスク管理を行うこととしています。

- 1) 第一段階:ビジネス・ユニットは自らリスク管理を行います。
- 2) 第二段階:オペレーショナル・リスク管理部署は、オペレーショナル・リスク管理の中長期的方針と枠

組みを策定し、その運用を推進します。

- 3) 第三段階: 内部監査及び外部監査は、独立した立場でオペレーショナル・リスク管理の枠組みの確認を行います。

(2) 当グループにおけるオペレーショナル・リスク管理の枠組み

当グループは、オペレーショナル・リスクの特定、評価、管理、モニタリング、報告が可能となるオペレーショナル・リスク管理の枠組みを整備するためにオペレーショナル・リスク管理のフレームワークを構築しております。経営会議より委任を受けた統合リスク管理会議がこの枠組みに基づくオペレーショナル・リスク管理全般を監督しています。

オペレーショナル・リスク管理の枠組みは、以下のように構成されております。

管理の枠組みの基盤

- ・ ポリシー・フレームワークの構築と維持: オペレーショナル・リスク管理に関して定められた各種基本的事項をポリシー等として明文化します。
- ・ 研修および理解の促進: オペレーショナル・リスク管理について、当グループ内の認識を高めるための取り組みです。

主要な管理活動の実施

- ・ Risk & Control Self Assessment (リスクとコントロールの自己評価、以下、「RCSA」といいます。): 自らの業務におけるオペレーショナル・リスクや、リスク削減のために導入されているコントロールを特定、評価し、更なるリスク削減に向けた対応策を策定するために、ビジネス・ユニットが用いるプロセスです。
- ・ シナリオ分析: 低頻度であるが大規模な損失をもたらす、いわゆる「テイル・リスク」を特定、分析するプロセスです。
- ・ 損失事象等の報告: 当グループ内で発生した事象および他社で発生した事象を収集し、業務改善に資する情報を得るプロセスです。将来における同様な事象の発生を防止または低減するために、適正な対応策を策定する重要なステップとなります。
- ・ Key Risk Indicator (リスク指標、以下、「KRI」といいます。): オペレーショナル・リスクにかかる主要な計数の収集と監視を行い、予め定めた水準を超えた場合には必要な対応を行うプロセスです。

管理活動結果の活用

- ・ 分析及び報告: オペレーショナル・リスク管理部署の主要な役割として、ビジネス・ユニットからもたらされるオペレーショナル・リスク情報について、事実確認や原因分析を行った上で経営陣等へ報告を行います。
- ・ 所要資本の計算と配賦: バーゼル規制及び地域規制当局の要件に基づき、オペレーショナル・リスクに係る所要自己資本を計算しております。

(3) オペレーショナル・リスクの所要自己資本額計算

当グループでは、連結自己資本規制比率告示における粗利益配分手法に基づいてオペレーショナル・リスクに係る所要自己資本額を算出しています。粗利益配分手法では、業務区分に配分した粗利益に金融庁により定められた一定の掛目を乗じたものの過去3年間の平均値を計算し、オペレーショナル・リスク相当額としています。

当グループでは、所要自己資本額を算出する際に用いる粗利益として、連結ベースの金融費用控除後の収益を用います。ただし、一部の子会社については、売上総利益を粗利益として用いております。この金融費用控除後の収益を、管理会計上のセグメント情報を用いて、下表の業務区分に配分します。

業務区分及び適用する掛目

業務区分	内容	掛目
リテール・バンキング	リテール向け預貸関連業務等	12%
コマーシャル・バンキング	リテール向け以外の預貸関連業務等	15%
決済業務	顧客の決済に係る業務	18%
リテール・ブローカレッジ	主として小口の顧客を対象とする証券関連業務	12%
トレーディング及びセールス	特定取引に係る業務および主として大口の顧客を対象とする証券・為替・金利関連業務等	18%
コーポレート・ファイナンス	企業の合併・買収の仲介、有価証券の引受・売出・募集の取扱い、その他顧客の資金調達関連業務等	18%
代理業務	顧客の代理として行う業務	15%
資産運用	顧客のために資産の運用を行う業務	12%

(4) オペレーショナル・リスク所要自己資本額の計算プロセス

- 各業務区分に配分された金融費用控除後の収益額と、上表のとおり各区分に設定された掛け目をそれぞれ乗じることにより「業務区分配分値」を算出します。いずれの業務区分にも配分されない収益額については18%を乗じ、「配分不能値」を算出します。
- これらの業務区分配分値と配分不能値をすべての業務区分について合計することにより、「年間合計値」を算出します。この年間合計値を直近3年間について計算し、それらの平均値がオペレーショナル・リスクに相当する所要自己資本の額となります。年間合計値が負の場合にはゼロとして平均値を算出します。業務区分配分値を合計する際、ある業務区分配分値が負であった場合には、他の区分における正の業務区分配分値と相殺します。ただし、配分不能値が負の場合には、相殺は行わず、ゼロとして取り扱います。
- オペレーショナル・リスク所要自己資本額の計算基準時点は3月末と9月末であり、年2回計算されます。

8. モデル・リスク管理

モデル・リスクとは、モデルの誤謬、またはモデルの不正確もしくは不適切な適用から生じるリスクをいいます。モデル・リスクは、経済的損失、ビジネスや戦略における不適切な意思決定、社内報告や社外報告の修正、規制上のペナルティや当社の信用低下をもたらす虞があります。

モデルの誤謬は、前提条件を設定し実装するまでのいかなる時点においても、発生する可能性があります。また、モデルの出力結果は入力データの質に依拠しているため、入力データにも注意を払う必要があります。さらに、基本的には妥当なモデルであり、モデルの設計目的に合った正確な出力がされる場合であっても、不適切に使用又は誤って適用された場合、高いモデル・リスクを生じる可能性があります。

(1) モデル管理の枠組み

当社のモデル管理の枠組みの下では、モデルは以下のどちらかに該当するものとして定義されま

す。

- 評価モデル、すなわち、当社が保有するポジションの価格及びリスク感応度を算出するためのモデル
- リスク・モデル、すなわち、リスク・マネジメント部門において、特定のタイプのリスクにより被る潜在的損失を算出しポートフォリオのリスクを定量化するために、また、規制資本及び経済資本算出、リミットのモニタリング、取引承認又は経営陣への報告を行うために使用されるモデル

モデルの公式使用に先立ち、モデル検証グループは、モデルの健全性及び包括性について、モデルの開発者から独立した立場で検証を行う責任を有しております。この検証手続きの一環として、グローバル・モデル検証グループは複数の分析を通しモデルの適合性を評価し、モデル・リスクの定量化を図ります。モデル・リザーブや資本調整を適用することにより、モデル・リスクは軽減されることがあります。評価モデルはビジネス部門により、また、リスク・モデルはリスク・マネジメント部門内のリスク・メソドロジー・グループにより開発され、維持管理されます。またある種のモデルは、外部業者により開発されることもあります。リスク・メソドロジー・グループはリスク・モデルと当グループにおけるリスク計測メソドロジーの継続的な改良や改善に対して、一義的な責任を担っております。全てのモデルはまた、適切性を保つためモデル検証グループによる年次再承認手続きを受けなければなりません。リスク審査委員会からの権限委譲に基づき、モデル・リスク分析委員会とグローバル・リスク分析委員会は、それぞれ評価モデルとリスク・モデルに関するモデル管理の統制、監督に責任を有します。

(2) 評価モデルとリスク・モデルの変更

当グループは統合リスク会議管理委員会、GRSC リスク審査委員会のいずれか、または双方により承認された各種規程類と実施手続を文書化しており、評価モデルまたリスク・モデルの変更時の手続や検証の必要性について規定しております。モデル変更により重要度に関する閾値を超える影響が生じる場合には、モデル承認が必要となります。

この重要度に関する閾値は、モデル検証グループが管理する実施手続において定義され、また当グループのモデル・リスク・アピタイトに反映されます。リスク・モデルに対するある種の重要な変更に対しては、新旧モデルの同時運用と新しいモデルのバック・テストとストレス・テストがモデル承認に先立ち必要とされます。

9. トレーディング業務以外の出資等又は株式等エクスポージャー

トレーディング業務に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーについては、投資時点における判断及び期中管理の実施を組み合わせたリスク管理を行っています。投資時点においては、当グループもしくは当グループ内の各社が定める稟議規程に基づいて、出資形態・金額等により定められた回覧者並びに決裁者による稟議又は CRO が議長を務めるリスク審査委員会等による審議及び議決を必要とする等、透明性の高い承認手続きを構築し、運営しています。

また、期中においては、投資対象の属性、保有の形態等に応じ、VaR 方式または残高ベースにより、個別投資額や株式等総額のリスク量を認識し、シニア・マネジメント、フロント・オフィス、ミドル・オフィス、バック・オフィスで共有化することで、タイムリーなリスク管理を実施しています。

プライベート・エクイティ投資においては、基礎的内部格付手法に基づき算出する株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を定期的に算出するとともに、連結自己資本規制比率告示に定める自己資本の額との比率をモニタリングし、投資残高の管理を行っています。

10. トレーディング業務以外の取引から生じる金利リスク管理に関する事項

当グループは、トレーディング業務を主たる業務としており、金利リスクは市場リスク管理の枠組みで管理しています。また、資産、負債ともにトレーディング業務以外では金利リスクは極めて限定的と認識しています。

11. 標準的手法についての定性開示項目記載の一環として記載する事項

リスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に用いる適格格付機関は、全てのエクスポージャーについて、株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス、およびフィッチレーティングスリミテッドの5社の格付を使用しています。

12. 連結自己資本規制比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表に関する事項

(単位:百万円)

	連結規制貸借対照表の各項目の額		第2部の対応項目(国際様式の該当項目)
	2014年12月末	2015年3月末	
資産			
現金・預金	1,927,990	2,085,660	
貸付金および受取債権	2,754,751	2,926,647	
担保付契約	15,562,569	16,719,520	
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資	21,175,546	17,308,848	
その他の資産	2,240,551	2,307,863	
うち、無形固定資産であって、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	86,493	86,190	8
うち、無形固定資産であって、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	153,114	151,716	9
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係るものの額	-	-	20,24
資産合計	43,661,407	41,348,538	
負債			
借入金、支払債務および受入預金	12,542,959	12,396,415	
担保付調達	16,754,235	15,379,803	
トレーディング負債	10,879,948	10,038,229	
その他の負債	762,492	840,655	
うち、無形固定資産であって、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額に係る繰延税金負債	-	-	8
うち、無形固定資産であって、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額に係る繰延税金負債	12,164	11,617	9
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係るものの額に係る繰延税金負債	-	-	20,24
負債合計	40,939,633	38,655,103	
資本			
資本金及び資本剰余金の額	1,276,418	1,277,900	1a
利益剰余金	1,391,625	1,427,402	2
累積的その他の包括利益	128,781	117,967	3
自己株式	-119,965	-151,805	1c
非支配持分	44,633	21,697	
資本合計	2,721,492	2,693,162	

第3部 定量的な開示事項

1. その他金融機関等であって、最終指定親会社の子法人等であるものの自己資本

その他金融機関等であって、最終指定親会社の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額については、該当ありません。

2. 連結自己資本規制比率に関する事項

		(単位:十億円、%)	
		2014年3月末	2015年3月末
連結における普通株式等Tier1資本の額	(A)	2,314.2	2,459.2
連結におけるTier1資本の額	(B)	2,314.2	2,459.2
連結における総自己資本の額	(C)	2,715.7	2,820.4
リスク・アセット	(D)=(E)+(F)+(G)	17,425.9	18,929.2
信用リスク・アセットの額の合計額	(E)	8,034.8	9,112.6
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	(F)	6,999.7	7,113.0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	(G)	2,391.4	2,703.5
連結普通株式等Tier1比率(%)	(A)/(D)×100	13.2%	12.9%
連結Tier1比率	(B)/(D)×100	13.2%	12.9%
連結総自己資本規制比率(%)	(C)/(D)×100	15.5%	14.8%

3. 自己資本の充実度に関する事項
 (1) リスク区分別所要自己資本額

(単位:十億円)

	2014年3月末		2015年3月末	
	EAD	所要自己資本額	EAD	所要自己資本額
信用リスク	39,186.8	808.4	50,897.8	946.7
内部格付手法	24,018.7	546.4	30,762.7	709.0
金融機関等向けエクスポージャー	11,493.4	97.4	13,569.0	127.1
ソブリン向けエクスポージャー	3,794.5	11.1	4,934.7	8.2
事業法人向けエクスポージャー (特定貸付債権を除く)	7,331.3	131.2	10,792.1	173.9
事業法人向けエクスポージャー (特定貸付債権)	97.5	7.4	142.9	8.8
株式等エクスポージャー	549.3	93.9	616.2	158.4
マーケット・ベース方式の簡易手法適用分	278.9	70.9	616.2	158.4
経過措置適用分	270.4	23.0	-	-
その他	666.8	174.3	633.3	206.7
信用リスク・アセットのみなし計算	85.9	31.2	74.6	25.8
標準的手法	861.8	37.1	889.8	37.8
中央清算機関関連エクスポージャー	14,306.3	30.5	19,245.3	35.0
CVAリスク	-	194.4	-	165.0
マーケット・リスク	-	560.0	-	569.0
内部モデル方式および外部格付準拠方式	-	560.0	-	569.0
オペレーショナル・リスク	-	191.3	-	216.3
粗利益配分手法	-	191.3	-	216.3
連結総所要自己資本額	-	1,394.1	-	1,514.3

- 1 EAD:デフォルト時エクスポージャー
- 2 所要自己資本額(信用リスク):信用リスク・アセットの額(内部格付手法対象エクスポージャーについては乗数 1.06 を勘案後)×8%+上記リスク区分にかかる調整項目(期待損失額を含む)
- 3 所要自己資本額(マーケット・リスク):マーケット・リスク相当額
- 4 所要自己資本額(オペレーショナル・リスク):オペレーショナル・リスク相当額
- 5 連結総所要自己資本額:(信用リスク・アセットの額 + マーケット・リスク相当額 ÷ 8% + オペレーショナル・リスク相当額 ÷ 8%) × 8%
- 6 エクスポージャー分類は、連結自己資本規制比率告示の規定に従っております。また、算出手法は、当グループの選択した手法に基づき開示しております。
- 7 マーケット・ベース方式の簡易手法適用分とは、上場株式等についてはリスク・ウェイト 300%、非上場株式等については同 400%を適用するエクスポージャーを指します。ただし、金融機関等向け出資で資本控除されず、リスクアセット計算対象となったものについては、リスク・ウェイト 250%が適用されております。
- 8 経過措置適用分とは、2004年9月30日以前より継続的に保有する株式等エクスポージャーとして算出するエクスポージャーを指します。
- 9 その他には、未決済取引、現金及びその他資産を含みます。
- 10 信用リスク・アセットのみなし計算とは、連結自己資本規制比率告示に基づき、投資信託、ファンド等に適用される手法を指します。
- 11 標準的手法とは、内部格付を適用しない事業単位及び資産区分を指します。
- 12 内部モデル方式とは、内部モデルによりマーケット・リスク相当額を算出する手法を指します。
- 13 外部格付準拠方式とは、証券化エクスポージャーに外部格付を用いてマーケット・リスク相当額を算出する手法を指します。
- 14 粗利益配分手法とは、金融費用控除後利益を業務区分に配分した上で、区分ごとに異なる乗数を適用することにより、オペレーショナル・リスク相当額を算出する手法を指します。

(2) 証券化エクスポージャーについては、全てトレーディング業務に係るエクスポージャーとして取り扱っております。

(3) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャーのうち、内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャーについては該当ありません。

- (4) PD/LGD 方式が適用される株式等エクスポージャーについては該当ありません。
- (5) マーケット・リスクに対する所要自己資本の額のうち、当グループが標準的方式を使用する対象は該当ありません。
- (6) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額のうち、当グループが基礎的手法及び先進的計測手法を使用する対象は該当ありません。

4. 信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー

①地域別内訳

(単位:十億円)

	2014年3月末			2015年3月末		
	デリバティブ	レポ形式の取引	その他	デリバティブ	レポ形式の取引	その他
国内	800.1	651.0	2,190.5	1,072.5	1,038.8	1,981.0
海外	2,787.6	15,852.2	1,651.4	3,019.3	21,636.9	1,939.7
欧州	2,091.1	1,969.2	974.7	2,301.6	3,885.1	1,033.6
北米	316.1	13,231.0	503.6	299.4	17,040.4	712.5
アジア	380.4	652.0	173.2	418.2	711.4	193.6
合計	3,587.7	16,503.2	3,841.9	4,091.8	22,675.6	3,920.7
標準的手法適用分			861.8			889.8

②業種別内訳

(単位:十億円)

	2014年3月末			2015年3月末		
	デリバティブ	レポ形式の取引	その他	デリバティブ	レポ形式の取引	その他
銀行	1,714.5	4,590.5	1,124.1	1,788.2	5,978.0	1,320.7
ブローカー/ディーラー	314.0	2,827.4	76.2	287.3	2,726.6	171.6
その他金融・保険	924.3	5,909.1	360.3	1,340.8	8,660.5	495.9
国・地方公共団体等	338.9	3,110.2	1,019.9	279.9	5,151.9	605.1
消費関連産業	54.9	6.3	40.3	83.0	6.9	54.2
その他	241.2	59.7	1,221.2	312.7	151.7	1,273.2
合計	3,587.7	16,503.2	3,841.9	4,091.8	22,675.6	3,920.7
標準的手法適用分			861.8			889.8

③残存期間別内訳

(単位:十億円)

	2014年3月末			2015年3月末		
	デリバティブ	レポ形式の取引	その他	デリバティブ	レポ形式の取引	その他
1年未満	348.4	15,321.2	408.3	334.9	21,066.6	418.5
1年以上3年未満	334.0	673.5	1,676.1	137.1	958.7	1,719.6
3年以上5年未満	73.5	199.6	35.6	130.8	343.2	18.9
5年以上	2,831.7	308.6	22.9	3,488.8	307.1	31.4
期間の定めのないもの	0.2	0.3	1,699.1	0.1	0.0	1,732.3
合計	3,587.7	16,503.2	3,841.9	4,091.8	22,675.6	3,920.7
標準的手法適用分			861.8			889.8

- 1 エクスポートジャーの額については、信用リスク削減効果が内部モデルに織り込まれる期待エクスポートジャー方式を採用しているため、当該方式の適用対象に関しては信用リスク削減効果勘案後となっております。
- 2 地域および業種は、当グループの内部管理上の区分を用いております。
- 3 消費関連産業とは、商業、レジャー産業、小売業、飲食業、航空会社、流通、ヘルスクア、自動車、住宅関連等を指します。
- 4 期間の定めのないものには、算出上の上限を使用したものを含まれます。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額、及び業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金については、連結自己資本規制比率告示において、自己資本額として取り扱われることが認められていますが、当該引当金の金額的重要性を勘案し、規制上の自己資本額として算入しておりません。

(3) 標準的手法が適用されるエクスポートジャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1%未満である場合には、区分を要しない。)並びに連結自己資本規制比率告示第55条第2項第2号、第101条、第155条第2項第2号及び第225条(連結自己資本規制比率告示第103条及び第112条第1項において準用する場合に限る。)の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポートジャーの額

(単位:十億円)

リスク・ウェイト	2014年3月末	2015年3月末
	信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポートジャーの額	信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポートジャーの額
0%	102.4	68.4
10%	-	-
20%	37.5	47.6
35%	0.0	0.0
50%	24.8	14.7
100%	345.3	352.9
150%	2.6	6.7
350%	12.7	12.7
625%	-	-
937.5%	-	-
1,250%	-	-
合計	525.4	503.0

- (4) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、連結自己資本規制比率告示第 129 条第3項及び第5項並びに第 143 条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

- 1) スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権のリスク・ウェイト区分ごとの残高

(単位:十億円)

	2014年3月末	2015年3月末
リスク・ウェイト		
50%	22.1	83.5
70%	58.7	49.6
90%	10.3	4.5
95%	-	-
115%	-	-
120%	-	-
140%	-	-
250%	6.5	4.2
0%	-	1.1
合計	97.5	142.9

- 2) マーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについては、合計 6,162 億円のうち、リスク・ウェイト 300%適用分が 5,463 億円、同 400%適用分が 700 億円となっております。

(5) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて

1) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーの状況(エクスポージャー別)

(単位:十億円、%)

	2014年3月末							
	EAD加重 平均 PD	EAD加重 平均 LGD	EAD加重 平均 ELdefault	EAD加重 平均 リスク・ウェイト	EAD (オン・バラン ス)	EAD (オフ・バラン ス)	コミットメント の未引出額	未引出額に 乗ずる掛目の 加重平均値
事業法人向け	1.46%	17.08%	-	17.78%	317.3	7,014.1	1.0	75.00%
AAA～AA-	0.03%	42.20%	-	9.78%	121.6	896.3	-	-
A+～BBB-	0.24%	16.28%	-	11.26%	75.8	3,294.8	-	-
BB+～CCC	3.21%	9.24%	-	28.05%	119.8	2,818.8	1.0	75.00%
CC～D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	0.2	4.2	-	-
金融機関等向け	0.26%	17.53%	-	9.54%	1,137.0	10,356.4	-	-
AAA～AA-	0.03%	11.35%	-	2.37%	195.5	4,414.3	-	-
A+～BBB-	0.11%	22.79%	-	12.42%	902.4	5,272.1	-	-
BB+～CCC	2.97%	12.00%	-	31.05%	39.2	669.7	-	-
CC～D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	0.0	0.3	-	-
ソブリン向け	0.32%	32.28%	-	1.81%	997.9	2,796.6	-	-
AAA～AA-	0.01%	34.72%	-	0.41%	997.7	2,290.2	-	-
A+～BBB-	0.12%	14.49%	-	7.70%	0.1	465.7	-	-
BB+～CCC	2.70%	37.41%	-	64.02%	0.1	30.2	-	-
CC～D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	-	10.5	-	-
合計	0.66%	19.86%	-	10.91%	2,452.2	20,167.1	1.0	75.00%
AAA～AA-	0.02%	23.49%	-	2.49%	1,314.8	7,600.8	-	-
A+～BBB-	0.16%	20.21%	-	11.81%	978.3	9,032.6	-	-
BB+～CCC	3.16%	10.01%	-	28.93%	159.0	3,518.7	1.0	75.00%
CC～D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	0.2	15.0	-	-

(単位:十億円、%)

2015年3月末								
	EAD加重 平均 PD	EAD加重 平均 LGD	EAD加重 平均 ELdefault	EAD加重 平均 リスク・ウェイト	EAD (オン・バラン ス)	EAD (オフ・バラン ス)	コミットメント の未引出額	未引出額に 乗ずる掛目の 加重平均値
事業法人向け	1.31%	14.50%	-	15.61%	455.5	10,336.6	0.3	75.00%
AAA～AA-	0.03%	37.32%	-	7.35%	184.2	1,236.9	-	-
A+～BBB-	0.23%	16.06%	-	11.31%	106.4	4,265.8	-	-
BB+～CCC	2.51%	6.60%	-	21.74%	164.5	4,829.2	0.3	75.00%
CC～D	100.00%	43.94%	43.94%	0.00%	0.4	4.6	-	-
金融機関等向け	0.51%	17.87%	-	10.39%	1,441.6	12,127.4	-	-
AAA～AA-	0.03%	11.45%	-	2.25%	250.4	5,189.4	-	-
A+～BBB-	0.12%	24.27%	-	13.34%	1,158.0	5,745.7	-	-
BB+～CCC	4.81%	10.27%	-	29.94%	33.2	1,192.3	-	-
CC～D	-	-	-	-	-	-	-	-
ソブリン向け	0.05%	27.95%	-	1.76%	591.2	4,343.4	-	-
AAA～AA-	0.01%	27.97%	-	0.34%	583.2	3,771.7	-	-
A+～BBB-	0.10%	27.51%	-	8.61%	5.0	542.4	-	-
BB+～CCC	4.30%	32.98%	-	77.41%	3.0	29.3	-	-
CC～D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	0.0	-	-	-
合計	0.72%	18.32%	-	10.86%	2,488.3	26,807.4	0.3	75.00%
AAA～AA-	0.02%	21.14%	-	2.16%	1,017.8	10,198.1	-	-
A+～BBB-	0.16%	21.39%	-	12.37%	1,269.4	10,553.9	-	-
BB+～CCC	2.97%	7.46%	-	23.63%	200.7	6,050.8	0.3	75.00%
CC～D	100.00%	43.94%	43.94%	0.00%	0.4	4.6	-	-

2) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーの状況(地域別)

(単位:十億円、%)

2014年3月末

	EAD加重 平均 PD	EAD加重 平均 LGD	EAD加重 平均 EL.default	EAD加重 平均 リスク・ウェイト	EAD (オン・バラン ス)	EAD (オフ・バラン ス)	コミットメント の未引出額	未引出額に 乗ずる掛目の 加重平均値
国内	0.52%	42.87%	-	16.06%	1,111.1	1,489.9	0.2	75.00%
AAA～AA-	0.01%	44.64%	-	3.32%	913.2	668.9	-	-
A+～BBB-	0.16%	40.28%	-	28.67%	183.5	771.1	-	-
BB+～CCC	12.84%	37.46%	-	152.04%	14.3	45.8	0.2	75.00%
CC～D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	0.2	4.0	-	-
欧州	1.16%	37.38%	-	28.32%	802.4	4,079.8	0.1	75.00%
AAA～AA-	0.03%	44.84%	-	7.92%	240.3	1,037.0	-	-
A+～BBB-	0.15%	37.60%	-	22.13%	438.8	2,211.4	-	-
BB+～CCC	4.35%	26.58%	-	73.66%	123.3	820.4	0.1	75.00%
CC～D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	0.0	11.0	-	-
北米	0.47%	9.05%	-	2.85%	385.1	13,564.4	-	-
AAA～AA-	0.03%	12.86%	-	0.94%	123.6	5,748.1	-	-
A+～BBB-	0.16%	8.19%	-	3.87%	250.6	5,285.1	-	-
BB+～CCC	2.18%	2.15%	-	5.02%	10.9	2,531.2	-	-
CC～D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	0.0	0.0	-	-
アジア	1.15%	24.37%	-	22.85%	153.6	1,033.0	0.6	75.00%
AAA～AA-	0.03%	32.63%	-	7.34%	37.8	146.8	-	-
A+～BBB-	0.15%	21.74%	-	12.41%	105.3	764.9	-	-
BB+～CCC	9.30%	30.22%	-	113.49%	10.5	121.3	0.6	75.00%
CC～D	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	0.66%	19.86%	-	10.91%	2,452.2	20,167.1	1.0	75.00%
AAA～AA-	0.02%	23.49%	-	2.49%	1,314.8	7,600.8	-	-
A+～BBB-	0.16%	20.21%	-	11.81%	978.3	9,032.6	-	-
BB+～CCC	3.16%	10.01%	-	28.93%	159.0	3,518.7	1.0	75.00%
CC～D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	0.2	15.0	-	-

(単位:十億円、%)

2015年3月末								
	EAD加重 平均 PD	EAD加重 平均 LGD	EAD加重 平均 ELdefault	EAD加重 平均 リスク・ウェイト	EAD (オン・バラン ス)	EAD (オフ・バラン ス)	コミットメント の未引出額	未引出額に 乗ずる掛目の 加重平均値
国内	0.84%	41.82%	-	20.25%	874.7	2,121.0	0.2	75.00%
AAA～AA-	0.01%	43.33%	-	4.05%	604.6	1,049.3	-	-
A+～BBB-	0.15%	40.05%	-	27.55%	236.1	982.2	-	-
BB+～CCC	15.59%	38.80%	-	171.63%	33.9	85.0	0.2	75.00%
CC～D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	0.1	4.5	-	-
欧州	1.32%	34.32%	-	23.96%	795.9	6,216.8	0.0	75.00%
AAA～AA-	0.02%	43.68%	-	4.24%	153.2	1,975.1	-	-
A+～BBB-	0.14%	35.42%	-	21.36%	498.4	2,921.0	-	-
BB+～CCC	5.92%	18.16%	-	58.70%	144.1	1,320.6	0.0	75.00%
CC～D	100.00%	31.97%	31.97%	0.00%	0.2	0.2	-	-
北米	0.40%	7.59%	-	2.82%	646.1	17,340.0	-	-
AAA～AA-	0.03%	9.39%	-	1.05%	235.1	7,087.8	-	-
A+～BBB-	0.17%	9.36%	-	3.83%	404.0	5,813.2	-	-
BB+～CCC	1.32%	2.13%	-	4.33%	7.1	4,439.0	-	-
CC～D	-	-	-	-	-	-	-	-
アジア	1.81%	26.45%	-	29.70%	171.6	1,129.6	-	-
AAA～AA-	0.03%	33.71%	-	6.61%	25.0	85.8	-	-
A+～BBB-	0.16%	25.54%	-	16.30%	131.0	837.5	-	-
BB+～CCC	9.88%	26.81%	-	99.73%	15.7	206.2	-	-
CC～D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	-	0.0	-	-
合計	0.72%	18.32%	-	10.86%	2,488.3	26,807.4	0.3	75.00%
AAA～AA-	0.02%	21.14%	-	2.16%	1,017.8	10,198.1	-	-
A+～BBB-	0.16%	21.39%	-	12.37%	1,269.4	10,553.9	-	-
BB+～CCC	2.97%	7.46%	-	23.63%	200.7	6,050.8	0.3	75.00%
CC～D	100.00%	43.94%	43.94%	0.00%	0.4	4.6	-	-

- 1 PD は、向こう1年間にデフォルトが発生する確率の推計値、LGD は、EAD に対するデフォルトしたエクスポージャーに生じる損失額の割合を示しております。
- 2 エクスポージャーの額(EAD)については、信用リスク削減効果が内部モデルに織り込まれる期待エクスポージャー方式を採用しているため、当該方式の適用対象に関しては信用リスク削減効果勘案後となっております。
- 3 信用リスク・アセット算出上に使用した内部格付で分類しているため、一部実際のエクスポージャーに付与された内部格付に比べて保守的な区分となっております。
- 4 連結自己資本規制比率算出上のデフォルト区分は CC、C 及び D としております。
- 5 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、未決済取引、株式等エクスポージャー、スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権、信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー、現金及びその他資産は除外しております。
- 6 地域は、当グループの内部管理上の区分を用いております。

- 3) PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャーにおける債務者格付ごとの PD の推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高については該当ありません。
- 4) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項
 - i) プール単位での PD の推計値、LGD の推計値(デフォルトしたエクスポージャーに係る EL_{default} を含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目の EAD の推計値、オフ・バランス資産項目の EAD の推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値
 - ii) 適切な数の EL 区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

当グループにおいて、リスク・アセットベースにおけるリテール関連の信用リスク・アセットの額は僅少であり、算出上はリテール・プールを作成せず、事業法人等エクスポージャー又は適用除

外資産として取り扱っていることから、該当ありません。

- (6) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの、直前期における損失の実績値、当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析、及び長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

当グループでは、市場性のある取引またはそれに裏付けられた取引がビジネスの中心になっており、金融資産の公正価値の把握およびその変動リスクの把握が重要となっています。内部格付手法を適用しているエクスポージャーは、デリバティブ等取引に係るカウンターパーティ向けの与信が大半であり、これらの与信に係る損失は公正価値の見直し(評価損益)、又はポジション解消(売却損益)を通じて実現されるケースも多数存在します。当該損失は、信用リスクに起因する部分と市場リスクに起因する部分が混在し、両者を判別することが困難であることから、信用リスクに起因する損失実績値の集計は行っておりません。

また当グループにおいて、内部格付手法の適用対象となるエクスポージャーについては、過去長期間にわたり、実際に発生したデフォルト件数が少ない中、PD 推計値は、過去長期間の実績値との対比では相当保守的な水準となっております。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

内部格付手法において信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:十億円)

2014年3月末

	金融資産担保	資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
内部格付手法	12,685.0	-	-	-
金融機関等向けエクスポージャー	7,063.3	-	-	-
ソブリン向けエクスポージャー	1,072.3	-	-	-
事業法人向けエクスポージャー	4,549.4	-	-	-

(単位:十億円)

2015年3月末

	金融資産担保	資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
内部格付手法	17,377.2	-	-	-
金融機関等向けエクスポージャー	8,192.7	-	-	-
ソブリン向けエクスポージャー	1,869.5	-	-	-
事業法人向けエクスポージャー	7,315.0	-	-	-

- 1 金融資産担保とは、現金や有価証券等のうち、連結自己資本規制比率告示にて適格なものとして定められたものを指します。
- 2 信用リスク削減効果が内部モデルに織り込まれる期待エクスポージャー方式を採用しているため、金融資産担保の額は、期待エクスポージャー方式が適用されなかったエクスポージャーに対して充当された額を示しております。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクの状況

(単位:十億円)

2014年3月末

		グロスの 再構築コスト	グロスの アドオン	与信相当額 (担保勘案 前)
派生商品取引	(A)	1,904.0	2,146.5	4,050.5
外国為替関連取引および金関連取引		228.8	156.3	385.1
金利関連取引		777.1	79.4	856.5
株式関連取引		735.0	1,593.8	2,328.8
貴金属関連取引(金を除く)		0.0	1.1	1.1
その他のコモディティ関連取引		3.2	34.9	38.1
クレジット・デリバティブ取引		159.9	281.0	440.8
長期決済期間取引	(B)	2.9	0.3	3.2
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	(C)	-	-	2,480.9
ネットの与信相当額	(D)=(A)+(B)-(C)	-	-	1,572.8
担保の額	(E)	-	-	321.9
金融資産担保		-	-	321.9
与信相当額(担保勘案後)	(D)-(E)	-	-	1,250.9

(単位:十億円)

2015年3月末

		グロスの 再構築コスト	グロスの アドオン	与信相当額 (担保勘案 前)
派生商品取引	(A)	2,193.7	3,905.8	6,099.5
外国為替関連取引および金関連取引		155.2	96.2	251.4
金利関連取引		730.8	194.3	925.1
株式関連取引		1,168.3	3,419.4	4,587.6
貴金属関連取引(金を除く)		0.0	0.9	0.9
その他のコモディティ関連取引		0.4	43.3	43.8
クレジット・デリバティブ取引		139.0	151.7	290.7
長期決済期間取引	(B)	6.7	0.0	6.7
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	(C)	-	-	3,650.5
ネットの与信相当額	(D)=(A)+(B)-(C)	-	-	2,455.7
担保の額	(E)	-	-	668.9
金融資産担保		-	-	668.9
与信相当額(担保勘案後)	(D)-(E)	-	-	1,786.8

1 カレント・エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出している部分につき集計しております。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

(単位:十億円)

	2014年3月末		2015年3月末	
	提供	購入	提供	購入
クレジット・デフォルト・スワップ(個別)	21,069.5	20,498.5	18,807.9	18,613.7
クレジット・デフォルト・スワップ(指数)	9,081.8	9,129.8	6,043.8	6,352.4
その他のクレジット・リスク関連ポートフォリオ商品	1,574.4	1,535.3	673.1	568.4
クレジット・リスク関連オプションおよびスワプション	676.3	364.6	299.9	353.4
合計	32,402.0	31,528.1	25,824.7	25,887.9

7. 会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーについては、全てトレーディング業務に係るエクスポージャーとして取り扱っております。

(1) 保有する証券化エクスポージャー(包括的リスクの計測対象は除く)の額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:十億円)

	2014年3月末		
	エクスポージャーの額	(うち再証券化 エクスポージャー)	(うち100%のリスク・ウェイト 適用分)
RMBS	205.8	13.1	113.3
CMBS	231.1	0.7	89.7
CDO/CLO	88.3	0.0	46.2
Consumer	51.6	-	2.1
Commercial	2.5	-	0.0
その他	42.8	0.0	19.0
合計	622.2	13.8	270.4

(単位:十億円)

	2015年3月末		
	エクスポージャーの額	(うち再証券化 エクスポージャー)	(うち100%のリスク・ウェイト 適用分)
RMBS	223.7	29.6	108.4
CMBS	213.7	-	25.1
CDO/CLO	68.8	0.0	44.7
Consumer	83.5	-	2.5
Commercial	2.0	-	0.0
Other	47.5	0.0	12.5
合計	639.0	29.6	193.3

1 ロング及びショート・ポジションをグロス合計し、エクスポージャーの額及び所要自己資本の額を算出しております。

(2) 保有する証券化エクスポージャー(包括的リスクの計測対象は除く)の適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:十億円)

	2014年3月末			
	エクスポージャー の額	(うち再証券化 エクスポージャー)	所要自己資本 の額	(うち再証券化 エクスポージャー)
1.6%以下	155.0	-	1.0	-
1.6%超 4%以下	96.9	1.3	2.1	0.0
4%超 8%以下	33.0	-	1.7	-
8%超 20%以下	42.8	1.0	5.1	0.1
20%超 100%未満	24.1	-	10.5	-
100%	270.4	11.4	218.9	11.4
合計	622.2	13.8	239.3	11.6

(単位:十億円)

	2015年3月末			
	エクスポージャー の額	(うち再証券化 エクスポージャー)	所要自己資本 の額	(うち再証券化 エクスポージャー)
1.6%以下	239.6	-	1.5	-
1.6%超 4%以下	99.2	-	2.3	-
4%超 8%以下	33.6	0.0	1.7	0.0
8%超 20%以下	51.0	7.3	5.6	1.0
20%超 100%未満	22.4	0.1	9.1	0.1
100%	193.3	22.2	185.8	22.2
合計	639.0	29.6	205.9	23.2

- 1 リスク・ウェイトの区分は、マーケット・リスクの個別リスクにおいて使用される表記を用いております。
- 2 ロング及びショート・ポジションをグロス合計し、エクスポージャーの額及び所要自己資本の額を算出しております。

(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに適切なリスクの種類別の包括的リスクの期末値の内訳及びその総額

(単位:十億円)

	2014年3月末	2015年3月末
	エクスポージャーの総額	
ヘッジ込み	204.4	90.8
ヘッジ除外	167.6	68.9

(単位:十億円)

	2014年3月末	2015年3月末
	所要自己資本	
デフォルト	10.8	6.2
相関	-1.9	-0.5
クレジット・スプレッド	1.7	0.5
その他	0.4	4.8
包括的リスクの額	11.0	11.0

8. マーケット・リスクに関する事項

(1) 期末の VaR の値並びに開示期間における VaR の最高、平均及び最低の値

(単位:十億円)

	2013年4月1日～2014年3月31日				2014年4月1日～2015年3月31日			
	日次平均	最高	最低	2014年3 月末	日次平均	最高	最低	2015年3 月末
VaR(10day)	17.0	29.3	11.0	14.9	20.8	36.2	12.5	24.6

VaR(10day)の前提

- 信頼水準: 片側検定99%
- 保有期間: 10日
- 商品間の価格変動の相関を考慮

(2) 期末のストレス VaR の値並びに開示期間におけるストレス VaR の最高、平均及び最低の値

(単位:十億円)

	2013年4月1日～2014年3月31日				2014年4月1日～2015年3月31日			
	日次平均	最高	最低	2014年3月末	日次平均	最高	最低	2015年3月末
ストレスVaR	41.4	80.8	17.2	48.0	56.0	98.0	32.0	49.6

ストレス VaR の前提

信頼水準: 片側検定99%

保有期間: 10日

商品間の価格変動の相関を考慮

(3) 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における所要自己資本の最高、平均及び最低の額

(単位:十億円)

	2013年4月1日～2014年3月31日				2014年4月1日～2015年3月31日			
	日次平均	最高	最低	2014年3月末	日次平均	最高	最低	2015年3月末
追加的リスク	109.3	139.8	89.6	103.9	124.9	155.1	98.9	132.8
包括的リスク	16.2	28.1	10.3	11.0	11.5	14.9	10.2	11.0

(4) バック・テストの結果及び損益の実績値が VaR の値から大幅に下方乖離した場合についての説明

2014年4月1日から2015年3月31日までの期間において、バックテスト超過は1回ありましたが、これは損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離したものではありません。

9. トレーディング業務以外の出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 連結貸借対照表計上額

(単位:十億円)

	2014年3月末		2015年3月末	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
経過措置適用分	270.4	270.4	-	-
上場株式等エクスポージャー	231.4	328.5	546.3	712.0
上記以外の株式等エクスポージャー	47.5	47.5	70.0	70.0
合計	549.3	646.4	616.2	782.0

(2) 株式等エクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの額

(単位:十億円)

	2014年3月末	2015年3月末
PD/LGD方式	-	-
マーケット・ベース方式の簡易手法適用分	278.9	616.2
マーケット・ベース方式の内部モデル手法適用分	-	-
経過措置適用分	270.4	-
合計	549.3	616.2

尚、連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額及び連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額については該当ありません。

10. トレーディング業務以外の取引から生じる金利リスクに関して会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減に関する事項

当グループは、トレーディング業務を主たる業務としており、金利リスクは市場リスク管理の枠組みで管理しています。また、当グループは、預金預入業務を主たる業務とはしておらず、トレーディング業務以外の取引から生じる金利リスクの損益、経済的価値に対する影響は極めて限定的であると認識しています。

11. グローバルなシステム上重要な銀行の選定指標に関する開示事項

(単位:十億円/Billion yen)

項番	項目内容	2015年3月末 (As of March end 2015)	GSIB識別子(注1) (GSIB Identifier)
1	資産及び取引に関する残高の合計額(注2)(イ+ロ+ハ+ニ): イ 派生商品取引及び長期決済期間取引に関する再構築コストの額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額(注3) ロ レポ形式の取引に係るグロスの資産残高及び貸出資産と借入資産との評価差額 ハ 資産の額(注4) ニ オフ・バランス取引(注5)の与信相当額	78,360.3	GSIB1032
2	金融機関等(注6)向け与信に関する残高の合計額(イ+ロ+ハ+ニ): イ 金融機関等(注6)向け預金及び貸出金の額(コミットメントの未引出額を含む。) ロ 金融機関等(注6)が発行した有価証券(注7)の保有額 ハ 金融機関等(注6)とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額(注3) ニ 金融商品市場等(注8)によらないで行う金融機関等(注6)との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額(注3)	14,050.1	GSIB1045
3	金融機関等(注6)に対する債務に関する残高の合計額(イ+ロ+ハ): イ 金融機関等(注6)からの預金の額及びコミットメントの未引出額 ロ 金融機関等(注6)とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額(注9) ハ 金融商品市場等(注8)によらないで行う金融機関等(注6)との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額(注9)	9,876.4	GSIB1052
4	発行済有価証券(注7)の時価の残高	7,513.5	GSIB1060
5	信託財産及びこれに類する資産の残高	31,021.7	GSIB1074
6	金融商品市場等(注8)によらないで行う金融機関等(注6)との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高	2,974,015.3	GSIB1080
7	売買目的有価証券及びその他有価証券(注10)の残高の合計額	5,368.5	GSIB1085
8	観察可能な市場データではない情報に基づき公正価値評価された資産の残高(注11)	600.0	GSIB1086
9	対外与信の残高	24,631.7	GSIB1087
10	対外債務の残高	17,213.1	GSIB1091

項番	項目内容	2014年度 (Fiscal Year 2014)	GSIB識別子 (GSIB Identifier)
11	日本銀行金融ネットワークシステムその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額	835,047.1	GSIB1073
12	債券及び株式に係る引受け(注12)の年間の合計額	12,966.0	GSIB1077

(注)

- 2015年1月、バーゼル銀行監督委員会により公表されたグローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)の選定指標に係るテンプレート(<http://www.bis.org/bcb/gsib/>)の各データに対応する8桁の識別子を記載しております。
- 2015年1月、バーゼル銀行監督委員会により公表されたグローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)の選定指標に係るテンプレート(<http://www.bis.org/bcb/gsib/>)上の Total exposures indicator (2.n.)と同様に集計しております。
- 法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限ります。
- 項番1 イ、ロに掲げるもの、普通株式等 Tier1資本に係る調整項目の額並びにその他 Tier1資本に係る調整項目の額を除いております。
- 派生商品取引及び長期決済期間取引並びにレポ形式の取引を除いております。
- 金融商品取引法第2条の第9項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、厚生年金基金その他これらに類する事業を営む者を含みます。
- 担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいいます。

- 8 金融商品取引法第2条の第14項に規定する金融商品市場及び同条の第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。
- 9 法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、零を上回らないものに限ります。
- 10 流動性が高いと認められるものを除いております。
- 11 米国会計基準に基づく金額を記載しております。
- 12 金融商品取引法第2条の第8項第6号に規定する有価証券の引受けをいいます。

第4部 自己資本調達手段に関する契約内容

1. 野村ホールディングス株式会社 普通株式

自己資本調達手段（普通株式）

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP3762600009
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い（1）	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者（2）	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（3）	
	連結自己資本規制比率	594,493百万円
9	額面総額（4）	
10	表示される科目の区分（5）	株主資本
	連結貸借対照表	株主資本
11	発行日（6）	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額（7）	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（8）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（9）	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別（10）	
18	配当率又は利率（11）	
19	配当等停止条項の有無（12）	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無（13）	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合（14）	
25	転換の範囲（15）	
26	転換の比率（16）	
27	転換に係る発行者の裁量の有無（17）	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無（18）	無
31	元本の削減が生じる場合（19）	
32	元本の削減が生じる範囲（20）	
33	元本回復特約の有無（21）	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類（22）	劣後債務
36	非充足資本要件の有無（23）	無
37	非充足資本要件の内容（23）	

2. 野村ホールディングス株式会社 第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び条件付債務免除特約付)

自己資本調達手段(劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260ABC4
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び条件付債務免除特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	153,695百万円
9	額面総額(4)	154,300百万円
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	2011年12月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2021年12月24日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
	初回償還可能日及びその償還金額(7)	初回償還可能日:2016年12月26日 償還金額:各社債の金額100円につき100円
15	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	特別早期償還特約の対象となる事由: 発行者が金融庁その他の監督当局と協議した結果、本社債がバーゼルIII基準に準拠して金融庁その他の監督当局が定める発行者に適用ある自己資本規制比率算入基準に照らして、発行者のTier2資本として扱われなくなるおそれが軽微でないと判断した場合(発行者のTier2資本の算入制限超過を理由として発行者のTier2資本として扱われなくなる場合を除く。) 償還金額:各社債の金額100円につき100円
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	固定から変動
18	配当率又は利率(11)	2011年12月27日から2016年12月26日まで: 年2.24パーセント 2016年12月26日の翌日以降: 5年物円スワップのオフアード・レートに1.70パーセントを加算し、小数点以下第3位を切り上げたもの。
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合 (14)	
25	転換の範囲 (15)	
26	転換の比率 (16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無 (17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (18)	有
31	元本の削減が生じる場合 (19)	<p>①または②の事由が生じた場合： ①本社債及び発行者のTier2資本として扱われる発行者の他の債務（本元本の削減に係る特約と同等の特約が付されたものに限る。）にかかる債務減免がなければ、発行者が存続不可能になると金融庁その他の監督当局が決定した場合 ②公的機関またはこれに類似する組織による資本注入またはこれに準ずる行為がなければ発行者が存続不可能になると金融庁その他の監督当局が決定した場合</p>
32	元本の削減が生じる範囲 (20)	常に全部削減
33	元本回復特約の有無 (21)	無
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 (22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無 (23)	無
37	非充足資本要件の内容 (23)	

■その他の契約内容

担保

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約

担保提供制限条項その他の条項は付されていない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本劣後特約（1）①ないし④と実質的に同一またはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本劣後特約（1）③を除き本劣後特約（1）と実質的に同一の条件を付された債権は、本劣後特約（1）①ないし④と実質的に同一の条件を付された債権とみなす。）（かかる条件を付された債権を、本社債に基づく債権とともに、以下「劣後債権」という。）を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

②会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

③民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

④日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約（1）①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約（1）①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。

(4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。

(6) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

3. 野村ホールディングス株式会社 第2回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び条件付債務免除特約付)

自己資本調達手段(劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260BBC2
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第2回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び条件付債務免除特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	15,200百万円
9	額面総額(4)	15,700百万円
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	2011年12月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2021年12月24日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
	初回償還可能日及びその償還金額(7)	初回償還可能日:2016年12月26日 償還金額:各社債の金額100円につき100円
15	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	特別早期償還特約の対象となる事由: 発行者が金融庁その他の監督当局と協議した結果、本社債がバーゼルIII基準に準拠して金融庁その他の監督当局が定める発行者に適用ある自己資本規制比率算入基準に照らして、発行者のTier2資本として扱われなくなるおそれが軽微でないと判断した場合(発行者のTier2資本の算入制限超過を理由として発行者のTier2資本として扱われなくなる場合を除く。) 償還金額:各社債の金額100円につき100円
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	固定から変動
18	配当率又は利率(11)	2011年12月27日から2016年12月26日まで: 年2.24パーセント 2016年12月26日の翌日以降: 5年物円スワップのオフアード・レートに1.70パーセントを加算し、小数点以下第3位を切り上げたもの。
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合 (14)	
25	転換の範囲 (15)	
26	転換の比率 (16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無 (17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (18)	有
31	元本の削減が生じる場合 (19)	<p>①または②の事由が生じた場合：</p> <p>①本社債及び発行者のTier2資本として扱われる発行者の他の債務（本元本の削減に係る特約と同等の特約が付されたものに限る。）にかかる債務減免がなければ、発行者が存続不可能になると金融庁その他の監督当局が決定した場合</p> <p>②公的機関またはこれに類似する組織による資本注入またはこれに準ずる行為がなければ発行者が存続不可能になると金融庁その他の監督当局が決定した場合</p>
32	元本の削減が生じる範囲 (20)	常に全部削減
33	元本回復特約の有無 (21)	無
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 (22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無 (23)	無
37	非充足資本要件の内容 (23)	

■その他の契約内容

担保

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約

担保提供制限条項その他の条項は付されていない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

②会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更正計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

③民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

④日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約（1）①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約（1）①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。

(4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。

(6) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

4. 野村ホールディングス株式会社 第2回無担保社債(劣後特約付)

自己資本調達手段(劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260AAB8
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第2回無担保社債(劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	27,650百万円
9	額面総額(4)	39,500百万円
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	2010年11月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2025年11月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	固定
18	配当率又は利率(11)	年2.649パーセント
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	有
37	非充足資本要件の内容(23)	実質破綻認定時損失吸収条項

■その他の契約内容

担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

②会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更正計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

③民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

④日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約（1）①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約（1）①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。

(4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。

(6) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

5. 野村ホールディングス株式会社 第3回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)

自己資本調達手段(劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260BAB6
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第3回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	39,690百万円
9	額面総額(4)	57,700百万円
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	2010年11月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2025年11月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	初回償還可能日:2020年11月26日 償還金額:各社債の金額100円につき100円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	無
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	2020年11月26日以降に到来するいずれかの利息の支払期日(毎年5月26日および11月26日(当該日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日))
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類別(10)	固定
18	配当率又は利率(11)	年2.749パーセント
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	有
37	非充足資本要件の内容(23)	実質破綻認定時損失吸収条項

■その他の契約内容

担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

②会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

③民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

④日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約（1）①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約（1）①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。

(4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。

(6) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

6. 野村ホールディングス株式会社 第4回期限前償還条項付無担保変動利付社債(劣後特約付)

自己資本調達手段(劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260CAB4
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第4回期限前償還条項付無担保変動利付社債(劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	4,200百万円
9	額面総額(4)	6,000百万円
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	2010年11月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2025年11月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	初回償還可能日:2020年11月26日 償還金額:各社債の金額100円につき100円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	無
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	2020年11月26日以降に到来するいずれかの利息の支払期日(毎年5月26日および11月26日(当該日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日))
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類(10)	変動
18	配当率又は利率(11)	6か月物ユーロ円LIBOR + 1.0パーセント
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	有
37	非充足資本要件の内容(23)	実質破綻認定時損失吸収条項

■その他の契約内容

担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

②会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更正計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

③民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

④日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約（1）①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約（1）①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。

(4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。

(6) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

7. 野村ホールディングス株式会社 第5回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)

自己資本調達手段(劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260AAC6
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第5回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	35,000百万円
9	額面総額(4)	50,000百万円
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	2010年12月6日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2025年11月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	初回償還可能日:2020年11月26日 償還金額:各社債の金額100円につき100円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	無
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	2020年11月26日以降に到来するいずれかの利息の支払期日(毎年5月26日および11月26日(当該日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日))
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	固定
18	配当率又は利率(11)	年2.773パーセント
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	有
37	非充足資本要件の内容(23)	実質破綻認定時損失吸収条項

■その他の契約内容

担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

②会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

③民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

④日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約（1）①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約（1）①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。

(4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。

(6) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

8. 野村証券株式会社 第3回無担保社債(劣後特約付)

自己資本調達手段 (劣後債)

1	発行者	野村証券株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376261B834
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い (1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者 (2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村証券株式会社第3回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 (3)	
	連結自己資本規制比率	29,336百万円
9	額面総額 (4)	49,200百万円
10	表示される科目の区分 (5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日 (6)	2008年3月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2018年3月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額 (7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 (8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 (9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類 (10)	固定
18	配当率又は利率 (11)	年2.28パーセント
19	配当等停止条項の有無 (12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 (13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合 (14)	
25	転換の範囲 (15)	
26	転換の比率 (16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無 (17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (18)	無
31	元本の削減が生じる場合 (19)	
32	元本の削減が生じる範囲 (20)	
33	元本回復特約の有無 (21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 (22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無 (23)	有
37	非充足資本要件の内容 (23)	実質破綻認定時損失吸収条項

■その他の契約内容

担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約

担保提供制限条項その他の条項は付されていない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

②会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

発行者について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更正計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

③民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

発行者について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

④日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

発行者について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約（1）①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約（1）①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

⑤自己資本規制比率を充足しない場合

発行者が本社債の元利金の支払いを行うことにより金融商品取引法第46条の6第2項の規定（金融商品取引法に定める金融商品取引業者の自己資本規制比率に関する規定が改正された場合には、改正後の規定を指すものとする。以下同じ。）に違反することになる場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

発行者が当該元利金の支払いを行っても金融商品取引法第46条の6第2項に違反しなくなること。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の発行者の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし⑤に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに発行者に返還する。

(4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし⑤に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし⑤に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。

9. 野村証券株式会社 劣後特約付借入金

自己資本調達手段（劣後ローン）

1	発行者	野村証券株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	無
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い（1）	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者（2）	
7	銘柄、名称又は種類	劣後特約付借入金
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（3）	
	連結自己資本規制比率	64,732百万円
9	額面総額（4）	
10	表示される科目の区分（5）	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日（6）	2008年6月25日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2018年6月25日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額（7）	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（8）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（9）	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別（10）	変動
18	配当率又は利率（11）	2.4パーセント ※注1
19	配当等停止条項の有無（12）	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無（13）	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合（14）	
25	転換の範囲（15）	
26	転換の比率（16）	
27	転換に係る発行者の裁量の有無（17）	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無（18）	無
31	元本の削減が生じる場合（19）	
32	元本の削減が生じる範囲（20）	
33	元本回復特約の有無（21）	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類（22）	一般債務
36	非充足資本要件の有無（23）	有
37	非充足資本要件の内容（23）	実質破綻認定時損失吸収条項

注1) 2015年3月末時点の劣後調達全体の利率の加重平均値を表示しております。

10. 野村証券株式会社 劣後特約付借入金

自己資本調達手段（劣後ローン）

1	発行者	野村証券株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	無
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い（1）	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者（2）	
7	銘柄、名称又は種類	劣後特約付借入金
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（3）	
	連結自己資本規制比率	6,495百万円
9	額面総額（4）	
10	表示される科目の区分（5）	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日（6）	2008年6月30日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2018年6月29日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額（7）	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（8）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（9）	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別（10）	固定
18	配当率又は利率（11）	2.4パーセント ※注1
19	配当等停止条項の有無（12）	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無（13）	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合（14）	
25	転換の範囲（15）	
26	転換の比率（16）	
27	転換に係る発行者の裁量の有無（17）	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無（18）	無
31	元本の削減が生じる場合（19）	
32	元本の削減が生じる範囲（20）	
33	元本回復特約の有無（21）	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類（22）	一般債務
36	非充足資本要件の有無（23）	有
37	非充足資本要件の内容（23）	実質破綻認定時損失吸収条項

注1) 2015年3月末時点の劣後調達全体の利率の加重平均値を表示しております。

11. キャピタル・ノムラ・セキュリティーズ・パブリック CO., LTD 非支配持分

自己資本調達手段（非支配持分）

1	発行者	キャピタル・ノムラ・セキュリティーズ・パブリック CO., LTD.
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	TH0108010Z01
3	準拠法	タイ法
	規制上の取扱い（1）	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者（2）	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（3）	
	連結自己資本規制比率	1,878百万円
9	額面総額（4）	
10	表示される科目の区分（5）	非支配持分
	連結貸借対照表	非支配持分
11	発行日（6）	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額（7）	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（8）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（9）	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別（10）	
18	配当率又は利率（11）	
19	配当等停止条項の有無（12）	
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無（13）	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合（14）	
25	転換の範囲（15）	
26	転換の比率（16）	
27	転換に係る発行者の裁量の有無（17）	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無（18）	無
31	元本の削減が生じる場合（19）	
32	元本の削減が生じる範囲（20）	
33	元本回復特約の有無（21）	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類（22）	一般債務
36	非充足資本要件の有無（23）	無
37	非充足資本要件の内容（23）	

12. Nomura Asset Management Taiwan Ltd. 非支配持分

自己資本調達手段（非支配持分）

1	発行者	Nomura Asset Management Taiwan Ltd.
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	香港法
	規制上の取扱い（1）	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者（2）	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（3）	
	連結自己資本規制比率	2,463百万円
9	額面総額（4）	
10	表示される科目の区分（5）	非支配持分
	連結貸借対照表	非支配持分
11	発行日（6）	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額（7）	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（8）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（9）	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別（10）	
18	配当率又は利率（11）	
19	配当等停止条項の有無（12）	
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無（13）	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合（14）	
25	転換の範囲（15）	
26	転換の比率（16）	
27	転換に係る発行者の裁量の有無（17）	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無（18）	無
31	元本の削減が生じる場合（19）	
32	元本の削減が生じる範囲（20）	
33	元本回復特約の有無（21）	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類（22）	一般債務
36	非充足資本要件の有無（23）	無
37	非充足資本要件の内容（23）	

13. Nomura Asia Investment (Viet Nam) Pte Ltd 非支配持分

自己資本調達手段（非支配持分）

1	発行者	Nomura Asia Investment (Viet Nam) Pte Ltd
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	シンガポール法
	規制上の取扱い（1）	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者（2）	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（3）	
	連結自己資本規制比率	442百万円
9	額面総額（4）	
10	表示される科目の区分（5）	非支配持分
	連結貸借対照表	非支配持分
11	発行日（6）	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額（7）	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（8）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（9）	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別（10）	
18	配当率又は利率（11）	
19	配当等停止条項の有無（12）	
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無（13）	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合（14）	
25	転換の範囲（15）	
26	転換の比率（16）	
27	転換に係る発行者の裁量の有無（17）	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無（18）	無
31	元本の削減が生じる場合（19）	
32	元本の削減が生じる範囲（20）	
33	元本回復特約の有無（21）	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類（22）	一般債務
36	非充足資本要件の有無（23）	無
37	非充足資本要件の内容（23）	

14. Chi-X Global Holdings LLC 非支配持分

自己資本調達手段（非支配持分）

1	発行者	Chi-X Global Holdings LLC
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	デラウェア州法
	規制上の取扱い（1）	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者（2）	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（3）	
	連結自己資本規制比率	643百万円
9	額面総額（4）	
10	表示される科目の区分（5）	非支配持分
	連結貸借対照表	非支配持分
11	発行日（6）	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額（7）	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（8）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（9）	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類別（10）	
18	配当率又は利率（11）	
19	配当等停止条項の有無（12）	
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無（13）	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合（14）	
25	転換の範囲（15）	
26	転換の比率（16）	
27	転換に係る発行者の裁量の有無（17）	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無（18）	無
31	元本の削減が生じる場合（19）	
32	元本の削減が生じる範囲（20）	
33	元本回復特約の有無（21）	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類（22）	一般債務
36	非充足資本要件の有無（23）	無
37	非充足資本要件の内容（23）	

15. 株式会社杉村倉庫 非支配持分

自己資本調達手段（非支配持分）

1	発行者	株式会社杉村倉庫
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い（1）	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者（2）	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（3） 連結自己資本規制比率	1,358百万円
9	額面総額（4）	
10	表示される科目の区分（5） 連結貸借対照表	非支配持分 非支配持分
11	発行日（6）	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額（7） 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（8）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（9）	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別（10）	
18	配当率又は利率（11）	
19	配当等停止条項の有無（12）	
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無（13）	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合（14）	
25	転換の範囲（15）	
26	転換の比率（16）	
27	転換に係る発行者の裁量の有無（17）	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無（18）	無
31	元本の削減が生じる場合（19）	
32	元本の削減が生じる範囲（20）	
33	元本回復特約の有無（21）	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類（22）	一般債務
36	非充足資本要件の有無（23）	無
37	非充足資本要件の内容（23）	

16. Shanghai Nomura Lujiazui Investment Management Co., Ltd. 非支配持分

自己資本調達手段（非支配持分）

1	発行者	Shanghai Nomura Lujiazui Investment Management Co., Ltd.
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	中華人民共和国公司法
	規制上の取扱い（1）	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者（2）	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（3）	
	連結自己資本規制比率	140百万円
9	額面総額（4）	
10	表示される科目の区分（5）	非支配持分
	連結貸借対照表	非支配持分
11	発行日（6）	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額（7）	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（8）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（9）	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別（10）	
18	配当率又は利率（11）	
19	配当等停止条項の有無（12）	
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無（13）	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合（14）	
25	転換の範囲（15）	
26	転換の比率（16）	
27	転換に係る発行者の裁量の有無（17）	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無（18）	無
31	元本の削減が生じる場合（19）	
32	元本の削減が生じる範囲（20）	
33	元本回復特約の有無（21）	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類（22）	一般債務
36	非充足資本要件の有無（23）	無
37	非充足資本要件の内容（23）	

第5部 連結レバレッジ比率に関する開示事項

(単位:百万円、%)

国際様式 (表2)の該 当番号	国際様式 (表1)の該 当番号	項目	2015年3月末	
オン・バランス資産の額 (1)				
1		調整項目控除前のオン・バランス資産の額	22,316,866	
	1a	1	連結貸借対照表における総資産の額	41,783,236
	1b	2	連結レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額(△)(注1)	417,835
	1c	7	連結レバレッジ比率の範囲に含まれる子法人の資産の額(連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。)	—
	1d	3	連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額(△)	19,048,535
2	7	Tier1資本に係る調整項目の額(△)	205,287	
3		オン・バランス資産の額 (イ)	22,111,579	
デリバティブ取引等に関する額 (2)				
4		デリバティブ取引等に関する再構築コストの額	2,893,562	
5		デリバティブ取引等に関するアドオンの額	13,182,580	
		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額	496,068	
6		連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額	1,829,890	
7		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額(△)	744,135	
8		清算会員である最終指定親会社等が補償を義務付けられていない顧客とのトレード・エクスポージャーの額(△)	—	
9		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額	25,352,160	
10		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額(△)	21,390,705	
11	4	デリバティブ取引等に関する額 (ロ)	21,619,419	
レポ取引等に関する額 (3)				
12		レポ取引等に関する資産の額	34,071,296	
13		レポ取引等に関する資産の額から控除した額(△)	17,292,840	
14		レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額	3,226,474	
15		代理取引のエクスポージャーの額	—	
16	5	レポ取引等に関する額 (ハ)	20,004,930	
オフ・バランス取引に関する額 (4)				
17		オフ・バランス取引の想定元本の額	723,213	
18		オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額(△)	231,254	
19	6	オフ・バランス取引に関する額 (ニ)	491,959	
連結レバレッジ比率 (5)				
20		資本の額 (ホ)	2,459,201	
21	8	総エクスポージャーの額((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)) (ヘ)	64,227,886	
22		連結レバレッジ比率 ((ホ)/(ヘ))	3.82%	

(注)

- 1 「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条第一項の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率」(平成二十七年金融庁告示第十一号)第三条第三項に基づき、連結保険子法人等について、連結レバレッジ比率算出において、非連結子会社としての取り扱いをしております。